

# 保育施設・幼稚園等における 食物アレルギー対応マニュアル (令和6年改訂版)



さいたま市子ども未来局子育て未来部保育課

令和6年 11 月

## はじめに

近年、食物アレルギーのある児童は増加傾向にあり、さいたま市立保育所では令和6年5月現在、認可保育所・認定こども園は4.3%、小規模保育所は4.7%、幼稚園は5.4%の児童が食物アレルギーをもち、食物アレルギー児に占めるアナフィラキシー児の割合は認可保育所・認定こども園は10.5%、小規模保育所は3.8%、幼稚園は6.9%という状況です。

さらに、アナフィラキシー児に占めるエピペンの預かり児童の割合は、認可保育所・認定こども園は39.6%、幼稚園は88.6%という調査結果があります。エピペンとは医師の治療を受けるまでの間アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤（アドレナリン自己注射薬）ですが、体重が15kg以上の児童に処方されるため、エピペンの預かりがないアナフィラキシー児に対しては慎重に対応しなくてはなりません。

食物アレルギーを引き起こす原因食品や症状は、児童により様々であり、個別に対応することが必要となります。そのため、保育施設・幼稚園等では食物アレルギーによる重大事故を未然に防ぐために、日常生活を送る上で十分な配慮をし、関係職員全体で組織的に取り組んでおります。

本市では食物アレルギーを有する児童へ安全に食事を提供するため、令和3年4月に「保育所等における食物アレルギー対応マニュアル」の改訂を行いました。この改訂から3年が経過したことから、さらなる改訂を行い、対象施設に幼稚園を加えた「保育施設・幼稚園における食物アレルギー対応マニュアル」とすることとしました。

各保育所・幼稚園等において、全ての児童が食事時間を楽しく安全に過ごせることができるよう本マニュアルをご活用いただければ幸いです。

また、マニュアルの改訂にあたり監修をいただきました、さいたま市民医療センター小児科副院長 西本創先生、さいたま市民医療センター看護師 小児アレルギーエドゥケーター 森茂亮一先生、さいたま市民医療センター看護師 小児アレルギーエドゥケーター 岡本実咲先生には多くのご助言と励ましをいただきました。厚く御礼申し上げます。

さいたま市 子ども未来局 子育て未来部 保育課

## 監修にあたって

食事とは単に栄養素を補給するためだけのものではない。「食」に関する様々な経験を通して、知識と選ぶ力、人と人とのコミュニケーションなどを学び、自然の恵みや大切さ、また自分の毎日の食事に関係する人々への感謝と理解を深め、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく。それは心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、文化とも密接に関係する非常に大切な人生の一部分である。

乳児における食物アレルギーの有病率は 10%にもおよび決して珍しい病気ではなくなったが、その重症度は様々である。集団生活においては安全性が最も重要視されるが、多くの時間を過ごす保育所においては、食育の視点も忘れてはならない。安全性と豊かな食生活を両立させるためには正確な情報共有が第一であり、アレルギー疾患生活管理指導表はその助けとなるであろう。

マニュアルの監修に際し、国や学会から発刊されている各種ガイドラインに沿うよう意識した。是非それらを参照し正しい知識を持って対応して頂きたい。

近年、食物アレルギーに対する医学は飛躍的に進歩した。必要以上の除去が行われていた時代もあったが、近年では経口免疫療法（減感作療法）も試みられ、「正しい診断にもとづいた必要最小限の除去」すなわち「食べられる範囲で食べる」ことの重要性が強調されている。乳幼児期の食物アレルギーは多くが早期に自然寛解するため、保護者のもとでは食生活の幅を広げることが大切である。もちろん、保育所でそれを行う必要はない。

保育所においては、それぞれの摂取状況に配慮し、こどもたちが「安全に楽しく」食事を摂れるよう、対応をお願いしたい。今回の改訂がその助けになる事を願う。

## 改訂のポイント

### 1 「食物アレルギーとアナフィラキシーの知識」【P1】

2) 食物アレルギーの各病型の特徴

④ 食物蛋白誘発性胃腸炎 (FPIES) についての記載を追加しました。

「さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の除去根拠

(4) 未摂取についての記載を更新しました。

### 2 「食物アレルギー児への対応」

#### 1) 保育施設・幼稚園等における食物アレルギー対応の基本的な考え方【P7～8】

① 代替食品で対応する食品を見直し、調味料については、調理場の施設・設備及び人員が十分にある場合の対応方法へと変更しました。

② 取り違え防止と衛生管理上の観点から、弁当持参の配慮事項を見直しました。

#### アレルギー児の把握から取り組みまでのフローチャート【P9】

年1回の見直しについての働きかけを追記しました。

#### 3) 食物アレルギー対応の確認方法【P10】

確認の流れ（表1）の「どこで」、「誰と誰が」、「何を確認しているか」を見直し、修正しました。

#### （対応例2-3）【P12】

「アレルギー食確認表」の様式を更新しました。

### 3 「アレルギーに関する相談事業、医療機関検索及び自主学習動画」【P34～36】

① さいたま市アレルギー疾患対応相談の予約方法及び問い合わせ先を更新しました。

② 自主学習動画「令和4年度子どもの健康週間」についての記載を追加しました。

③ 埼玉県アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業の相談票（別紙2）を差替えました。

### 4 「さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表」【P40～41】

① 食物アレルギー病型のその他へ「食物蛋白誘発性胃腸炎 (FPIES)」を追加しました。

② アナフィラキシー病型のその他へ「動物のフケや毛」を追加しました。

③ 原因食品・除去・診断根拠の記載方法を具体的に表記しました。記載するナッツ類の種類にカシューナッツを追加、軟体類・貝類の種類にアサリを追加しました。

④ 「幼稚園、保育施設等での生活上の留意点」A-1 の選択肢の記載を変更しました。

### 5 「さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表 記入前問診票」【P41～44】

① 生活管理指導表の発行料金についての記載を更新しました。

② 記入前問診票の様式に生活管理指導表提出先の施設名と住所の欄を追加しました。

## 目次

|    |                                       |    |
|----|---------------------------------------|----|
| 1  | 食物アレルギーとアナフィラキシーの知識                   |    |
| 1) | 食物アレルギーとは                             | 1  |
| 2) | 食物アレルギーの各病型の特徴                        | 1  |
| 3) | 食物アレルギーの症状                            | 2  |
| 4) | アナフィラキシーとは                            | 2  |
| 5) | 食物アレルギーを診断するための検査                     | 3  |
| 6) | 「さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表」とは        | 4  |
| 7) | 「さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の除去根拠     | 5  |
| 8) | 問診票について                               | 6  |
| 2  | 食物アレルギー児への対応                          |    |
| 1) | 保育施設・幼稚園等における食物アレルギー対応の基本的な考え方        | 7  |
| 2) | アレルギー児の把握から取り組みまでのフローチャート             | 9  |
| 3) | 食物アレルギー対応の確認方法                        | 10 |
| 4) | 食物・食材を扱う活動                            | 17 |
| 5) | インシデント（ニアミス、ヒヤリ・ハット）が発生した時の対応         | 18 |
| 6) | インシデント（ニアミス、ヒヤリ・ハット）事例集               | 19 |
| 7) | 誤食事故事例集                               | 21 |
| 3  | 緊急時の対応について                            |    |
| 1) | アレルギー症状への対応の手順                        | 24 |
| 2) | エピペン®について                             | 25 |
| 3) | 災害時の対応                                | 32 |
| 4  | アレルギーに関する相談事業、医療機関検索及び自主学習動画          | 34 |
| 5  | 参考文献                                  | 37 |
| 6  | 資料・各種様式                               |    |
| 1) | 資料…食物アレルギー緊急時対応マニュアル                  | 39 |
| 2) | 様式1…さいたま市就学前における食物アレルギー疾患生活管理指導表      | 40 |
| 3) | 様式2…さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表 記入前問診票 | 42 |
| 4) | 様式3…面談内容記入シート                         | 45 |
| 5) | 様式4…アレルギー児経過確認票                       | 46 |
| 6) | 様式5…アレルギー除去食解除届書                      | 48 |
| 7) | 様式6…食物アレルギーヒヤリハット報告書                  | 49 |
| 8) | 様式7…エピペン®保管確認票                        | 50 |

## 1 食物アレルギーとアナフィラキシーの知識

### 1) 食物アレルギーとは

私たちの体には、「異物」から体を守る「免疫」という働きがある。この働きが過剰となり、本来無害であるはずの食物を「異物」として認識し、排除しようとすることによって、体に不利益な症状を引き起こすことがある。これが食物アレルギーである。例えば、卵アレルギーの人は、卵を食べると皮膚に湿疹が出たり、目が腫れたりする。このような反応をアレルギー反応といい、アレルギー反応を引き起こす物質(前述では「卵」)のことをアレルゲンという。

なお、食物アレルギーの原因は食物の中の「たんぱく質」であり、それ以外の成分(脂質、糖質など)では基本的に食物アレルギーは起きない。

### 2) 食物アレルギーの各病型の特徴

#### (1) 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎

乳幼児期の食物アレルギーの発症の 9 割は乳児期であり、その多くは乳児のアトピー性皮膚炎(多くは顔面から始まり 2 か月以上続くかゆみを伴う湿疹)に合併して見つけることが多い。乳児期のアトピー性皮膚炎の約 5 割～7 割程度に食物アレルギーが関与していると報告されている。離乳食開始後は次に述べる即時型症状に移行していく例が多い。アトピー性皮膚炎をコントロールし、年齢が進むに連れてその多くは寛解していく。年長児のアトピー性皮膚炎では食物アレルギーが原因として関与することはほとんど無くなっていく。

#### (2) 即時型

いわゆる典型的な食物アレルギーであり、原因食物を食べて 2 時間以内に症状が出現するものを指し、その症状として蕁麻疹(じんましん)、持続する咳、ゼーゼー、嘔吐などの他、アナフィラキシーショックに進行するものまで様々である。乳児期に発症した「食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎」からの移行例や即時型の原因は鶏卵が最も多く、牛乳、小麦と続く。原因食物にもよるが、乳幼児期発症例のほとんどは 3 歳までに約半数、小学校入学前までに約 9 割が治っていく。

#### (3) その他

##### ① 新生児消化器症状

新生児期および乳児期早期に育児用粉乳および母乳に対して血便、嘔吐、下痢などの症状が現れる。まれに生後 3 か月以降にもみられることがある。

## ② 口腔アレルギー症候群

果物や野菜、木の実類に対するアレルギーに多い病型で、食後 5 分以内に口腔内の症状（喉のかゆみ、ヒリヒリする、イガイガする、腫れぼったいなど）が出現する。多くは粘膜局所の症状だけで回復に向かうが、キウイやモモなどでは全身性の症状を伴うことがある。

## ③ 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

原因となる食物を摂取して 2 時間以内に激しく運動することにより、アナフィラキシー症状を起こす。幼児期は通常運動の強度が低いので学童期と比べるとまれにしか認められない。わが国では原因食物としては小麦、甲殻類が多く、運動量が増加する中学生に最も多くみられる。

## ④ 食物蛋白誘発性胃腸症 (FPIES)

近年、卵黄などの原因食物を摂取すると、数時間経過してから嘔吐、下痢、顔色不良、活気不良といった症状がみられるお子さんが増えている。通常の即時型アレルギーよりも症状出現の時間が遅く、特異的 IgE 抗体も陰性であることが特徴。

消化器症状のみがみられ、食べられる範囲で食べることがよいかどうか不明であるため基本的には完全除去となる。

## 3) 食物アレルギーの症状

食物アレルギーの症状は全身のあらゆる臓器に出現するが、特に皮膚症状、粘膜症状（唇やまぶたの腫れなど）が多い。

|        |         |                                             |
|--------|---------|---------------------------------------------|
| 皮膚粘膜症状 | 皮膚症状    | かゆみ、蕁麻疹、むくみ、赤み、湿疹                           |
|        | 眼症状     | 白目の充血、ゼリー状の水ぶくれ、かゆみ、涙、まぶたのむくみ               |
|        | 口腔咽喉頭症状 | 口の中・くちびる・舌の違和感・腫れ、<br>喉のつまり・かゆみ・イガイガ感、しわがれ声 |
| 消化器症状  |         | 腹痛、気持ちが悪くなる、嘔吐、下痢、血便                        |
| 呼吸器症状  | 上気道症状   | くしゃみ、鼻水、鼻づまり                                |
|        | 下気道症状   | 息がしにくい、せき、呼吸時に「ゼーゼー」「ヒューヒュー」と音がする           |

## 4) アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、蕁麻疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、息苦しさなどの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーという。その中でも、血圧が低下し意識レベルの低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態を意味する。

## 5) 食物アレルギーを診断するための検査

|            |                              |                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 診断の根拠となる検査 | 食物負荷試験                       | <p>食物アレルギーの診断には必須の検査です。原因と疑われた食物を食べて、症状が出現するかどうかをみる検査です。</p> <p>ただし、アナフィラキシー症状を起こす危険が高い場合や、明らかな陽性症状、血液検査などの結果によっては食物負荷試験の実施を省略して診断することもあります。</p>                                                                                        |
|            | 食物除去試験                       | <p>非即時型食物アレルギー（原因食物の摂取後、1時間から2時間以降に症状が出現します。1日から2日後のこともあります。）の診断に用いられる試験です。問診や食物日誌、血液や皮膚検査によって原因と疑われた食物とその加工品を、日々の食事から完全に、約1週間から2週間除去します。除去した結果、皮膚症状などのアレルギー症状が良くなるかを確認し、診断根拠の一つとします。ただし、除去試験で症状の改善が得られても、診断は確定せず、食物負荷試験を行う必要があります。</p> |
| 診断の補助検査    | 血液検査<br>特異的IgE抗体検査<br>(CAP法) | <p>原因物質に対するIgE抗体の量を調べる検査です。IgEの量を0から6までにクラス分けして、0が陰性、1が疑陽性、2から6までが陽性とされます。この検査だけで食物アレルギーを診断することは出来ません。結果はあくまでも診断の補助的な位置付けでしかなく、IgE抗体の量が多いとアレルギー症状が起きやすい傾向があることが判ります。この検査だけで食物アレルギーを診断することはできません。</p>                                    |
|            | 皮膚テスト<br>(プリックテスト)           | <p>アレルゲンエキスを皮膚にのせ、専用の針で小さな傷をつけて、皮膚のアレルギー反応をみる検査です。血液検査と同様に、この検査だけで食物アレルギーを診断することは出来ず、結果は診断の補助的な位置付けとなります。</p> <p>口腔アレルギー症候群の診断に用いる時は、原因と疑われる果物や野菜そのものの果汁、野菜汁によるプリックテストが有用です(プリック トゥ プリックテスト)。</p>                                       |

「子供を預かる施設における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」

(東京都健康安全研究センター)より引用・一部改変

### 【備考】

IgG抗体は食物アレルギーのない人にも存在する抗体です。これを根拠に食物除去を指導すると、原因ではない食品まで除去となり、多品目に及ぶ場合は健康被害を招くリスクもあります。各種ガイドラインでは、食物アレルギーの原因食品の診断法としてIgG抗体を用いることに対して注意喚起をしており、米国や欧州アレルギー学会でもIgG抗体の診断的有用性を公式に否定しています。

## 6)「さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表」とは

「さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表」とは、保育施設・幼稚園等と保護者、主治医等が共通理解の下に、一人一人の症状を把握し、アレルギー疾患の乳幼児に対する取り組みを進めるためのものである。

<令和6年改訂版>

様式1 表

さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー)

提出日 令和 年 月 日

名前 男・女 年 月 日生( 歳 ヶ月) 組( 歳児クラス) 園名

この生活管理指導表は幼稚園、保育施設等の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限り作成するものです。

| 病型・治療                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 幼稚園、保育施設等での生活上の留意点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ★保護者<br>氏名:<br>電話(続柄)<br>①<br>②<br>★連絡医療機関<br>医療機関名:<br>電話:<br>※アナフィラキシー既往のある場合は必ず緊急連絡先の医療機関を記入する。<br>※上記に連絡がつかない場合は119番 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>A. 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載)</b><br>1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎<br>2. 即時型<br>3. その他(新生児消化器症状・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・食物蛋白誘発性胃腸症(FPIES)・その他:<br><b>B. アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)</b><br>1. 食物(原因:<br>2. その他(医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛)<br><b>C. 原因食物・除去・診断根拠</b><br>該当する食品の番号に○をし、かつ( )内に除去・診断根拠を記載<br>1. 鶏卵 ( )<br>2. 牛乳・乳製品 ( )<br>3. 小麦 ( )<br>4. ソバ ( )<br>5. ビーナッツ ( )<br>6. 大豆 ( )<br>7. ゴマ ( )<br>8. ナッツ類* ( ) (すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・ )<br>9. 甲殻類* ( ) (すべて・エビ・カニ・ )<br>10. 軟体類・貝類* ( ) (すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ )<br>11. 魚卵* ( ) (すべて・イクラ・タラコ・ )<br>12. 魚類* ( ) (すべて・サバ・サケ・ )<br>13. 肉類* ( ) (鶏肉・牛肉・豚肉・ )<br>14. 果物類* ( ) (キウイ・バナナ・ )<br>15. その他 ( )<br>「*」類は( )の中の該当する項目に○をするか具体的に記載する<br><b>D. 緊急時に備えた処方箋</b><br>1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド剤)<br>2. アドレナリン自己注射薬「エピペン®」<br>3. その他( ) | <b>A-1 給食・離乳食</b><br>1. 管理不要<br>2. 管理必要(管理内容については、病型・治療のC欄及び下記A-3、E欄を参照)<br><b>A-2 アレルギー用調製粉乳</b><br>1. 不要<br>2. 必要 下記該当ミルクに○、又は( )内に記入<br>ミルフィー・ニューMA-1・MA-mi・ベブディエット・エレメンタルフォーミュラ・その他( )<br><b>A-3 病型・治療のため除去の際に摂取不可能なものに○※該当する場合は給食の提供が困難になる場合がある</b><br>1. 鶏卵 卵殻カルシウム<br>2. 牛乳・乳製品 乳糖<br>3. 小麦 醤油・酢・麦茶<br>4. 大豆 大豆油・醤油・味噌<br>5. ゴマ ゴマ油<br>6. 魚類 かつおだし・いりこだし<br>7. 肉類 エキス<br><b>B. 食物・食材を扱う活動</b><br>1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定<br><b>C. 運動など</b><br>1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定<br><b>D. 宿泊を伴う活動</b><br>1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定<br><b>E. その他の配慮・管理事項</b> | 緊急連絡先<br>記載日 令和 年 月 日<br>※アレルギー疾患生活管理指導表は、年1回保護者が園に提出するものです。<br>医師名<br>医療機関名                                             |

●幼稚園、保育施設等における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を関係者全体で共有することに同意します。

保護者名

さいたま市子ども未来局子育て未来部

<令和6年改訂版>

(記入例)

様式1 表

さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー)

提出日 令和 年 月 日

名前 男・女 年 月 日生( 歳 ヶ月) 組( 歳児クラス) 園名

この生活管理指導表は幼稚園、保育施設等の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限り作成するものです。

| 病型・治療                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 幼稚園、保育施設等での生活上の留意点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ★保護者<br>氏名:<br>電話(続柄)<br>①<br>②<br>★連絡医療機関<br>医療機関名:<br>電話:<br>※アナフィラキシー既往のある場合は必ず記入する。(医療機関が記入) |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>A. 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載)</b><br>1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎<br>2. 即時型<br>3. その他(新生児消化器症状・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・食物蛋白誘発性胃腸症(FPIES)・その他:<br><b>B. アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)</b><br>1. 食物(原因:<br>2. その他(医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛)<br><b>C. 原因食物・除去・診断根拠</b><br>該当する食品の番号に○をし、かつ( )内に除去・診断根拠を記載<br>1. 鶏卵 ( )<br>2. 牛乳・乳製品 ( )<br>3. 小麦 ( )<br>4. ソバ ( )<br>5. ビーナッツ ( )<br>6. 大豆 ( )<br>7. ゴマ ( )<br>8. ナッツ類* ( ) (すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・ )<br>9. 甲殻類* ( ) (すべて・エビ・カニ・ )<br>10. 軟体類・貝類* ( ) (すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ )<br>11. 魚卵* ( ) (すべて・イクラ・タラコ・ )<br>12. 魚類* ( ) (すべて・サバ・サケ・ )<br>13. 肉類* ( ) (鶏肉・牛肉・豚肉・ )<br>14. 果物類* ( ) (キウイ・バナナ・ )<br>15. その他 ( )<br>「*」類は( )の中の該当する項目に○をするか具体的に記載する<br><b>D. 緊急時に備えた処方箋</b><br>1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド剤)<br>2. アドレナリン自己注射薬「エピペン®」<br>3. その他( ) | <b>A-1 給食・離乳食</b><br>1. 管理不要<br>2. 管理必要(管理内容については、病型・治療のC欄及び下記A-3、E欄を参照)<br><b>A-2 アレルギー用調製粉乳</b><br>1. 不要<br>2. 必要 下記該当ミルクに○、又は( )内に記入<br>ミルフィー・ニューMA-1・MA-mi・ベブディエット・エレメンタルフォーミュラ・その他( )<br><b>A-3 病型・治療のため除去の際に摂取不可能なものに○※該当する場合は給食の提供が困難になる場合がある</b><br>1. 鶏卵 卵殻カルシウム<br>2. 牛乳・乳製品 乳糖<br>3. 小麦 醤油・酢・麦茶<br>4. 大豆 大豆油・醤油・味噌<br>5. ゴマ ゴマ油<br>6. 魚類 かつおだし・いりこだし<br>7. 肉類 エキス<br><b>B. 食物・食材を扱う活動</b><br>1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定<br><b>C. 運動など</b><br>1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定<br><b>D. 宿泊を伴う活動</b><br>1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定<br><b>E. その他の配慮・管理事項</b> | 緊急連絡先<br>記載日 令和 年 月 日<br>※アレルギー疾患生活管理指導表は、年1回保護者が園に提出するものです。<br>医師名<br>医療機関名                     |

●幼稚園、保育施設等における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を関係者全体で共有することに同意します。

## 7) 「さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の除去根拠

食物アレルギーを血液検査だけで診断することはできない。実際に起きた症状と食物負荷試験などの専門的な検査結果を組み合わせ、医師が総合的に診断する。したがって、生活管理指導表にはアレルギー検査のデータ等は記載する必要はない。

食物の除去が必要な子どもであっても、その多くは除去品目が数品目以内にとどまる。あまりに除去品目数が多い場合には、不必要な除去を行っている可能性が高いとも考えられる。過度に除去品目数が多いと保育施設・幼稚園等での食物除去の対応が大変になるだけでなく、成長発達の著しい時期に栄養のバランスが偏ることにもなるので、そのような場合には「除去根拠」欄を参考に、保護者や主治医等とも相談しながら適切な対応を促していくことが必要である。

### (1) 明らかな症状の既往

過去に、原因食物の摂取により明らかなアレルギー症状が起きているので、除去根拠としては高い位置付けになる。

ただし、鶏卵、牛乳、小麦、大豆などの主な原因食物は年齢を経るごとに耐性化（食べられるようになること）することが知られている。実際に乳幼児期早期に発症する子どもの食物アレルギーのうち、鶏卵、牛乳、小麦などについては、かなりの割合の子どもで就学前に耐性化すると考えられているので、直近の1～2年以上症状が出ていない場合には、その診断根拠は薄れてくる。耐性化の検証（食物経口負荷試験など）がしばらく行われていなければ、既に食べられるようになっている可能性も考えられるため主治医に相談する必要がある。

### (2) 食物負荷試験陽性

食物負荷試験は、原因と考えられる食物を試験的に摂取して、それに伴う症状が現れるかどうかをみる試験である。この試験の結果は(1)に準じたと考えられるため、診断根拠として高い位置付けになる。ただし、主な原因食物の1年以上前の負荷試験の結果は信頼性が高いとはいえないため、(1)の場合と同様に再度食べられるかどうか検討する必要がある。

また、アナフィラキシー症状を起こす危険が高い場合や、直近の明らかな陽性症状、血液検査などの結果などによっては負荷試験の実施を省略して診断することもある。

### (3) IgE 抗体等検査結果陽性（血液検査/皮膚テスト）

食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎ではIgE抗体の感作だけで除去している場合が多い。まだ食物負荷試験も行えないような状況では（3）が診断根拠とならざるを得ない。幼児期に鶏卵や牛乳などに対するIgE抗体価がよほど高値の場合には、（3）だけを根拠に診断する場合もあるが、一般的には血液や皮膚の検査結果だけで食物アレルギーを正しく診断することはできない。IgE抗体検査が陽性であっても、実際はその食品を食べられる子どもが多いのも事実である。したがって、生活管理指導表においてIgE抗体検査の結果を記載することは意味が少ないので記載を求めない。（検査結果を保育施設・幼稚園等が要求する必要はない。）また、検査陽性の食品でも問題なく摂取できている場合（除去の必要がない食品）については記載する必要はない。多くの食物アレルギー児の場合、除去しなければならない品目数は数種類にとどまる。このため、年齢が進んでも除去品目数が多く、（1）や（2）という根拠なしに、（3）だけが根拠の場合には、保護者と面談し状況を確認することも必要である。

### (4) 未摂取

低年齢児ではまだ与えないような食物に対しては診断根拠を書けない場合（未確定、これから検討する予定）も乳児期から幼児期早期には想定される。それらの子どもに対して離乳食等を進めていく場合、単に食べたことがないものをすべて未摂取として記述する必要はなく、アレルギーの関与が疑われる未摂食のものに関して、除去根拠は未摂食として記載される。

※未摂取のものが家で食べられるようになった場合や、食物経口負荷試験を行って症状が出ないことが確認され摂取可能になったのであれば、保護者からの書面の申請により除去食品の解除を行うものとする。

## 8) 問診票について

医師の診断にあたり、食物アレルギー児の自宅での食物の摂取状況を確認するため、保育施設・幼稚園等は保護者へ「就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表 記入前問診票（様式2 ①②）」を渡す。保護者はこれに必要事項を記載し、診察の際に医師に提出する。

## 2 食物アレルギー児への対応

食物アレルギーは、生命に危険を及ぼすアナフィラキシーショックを起こすことがあるため、日常生活を送るうえで十分な注意が必要である。対象児の保護者からの情報収集を十分に行い、主治医との連携に加えて、保育施設・幼稚園等職員間で情報を共有し対応できる体制をとることが必要である。

### 1) 保育施設・幼稚園等における食物アレルギー対応の基本的な考え方

保護者の求めるまま実情に合わない無理な対応を行うことは、かえって事故を招く危険性をはらむだけでなく、過度に除去品目数が多いと、成長発達の著しい時期に栄養のバランスが偏ることにもなる。よって対応に際しては次のことを基本的な考え方としている。

- (1) 医師の診察・検査により「食物アレルギー」と診断され「生活管理指導表」により特定の食物に対しての対応の指示がある。
- (2) 年に1回は受診し、医師からの診断を受けている。
- (3) 家庭でも、原因食物の除去を行うなどの食事対応を行っている。
- (4) アレルギー対応食は調理段階での原因食物の除去を基本とする。  
ただし、市販菓子、飲用牛乳、ヨーグルト、市販パンについては可能であれば代替食品で対応する。

|       |                                                                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市販菓子  | 原因食物を使用していない菓子(卵抜きクッキー、小麦抜きビスケットなど)を購入する。<br>※提供時に当日のパッケージを確認し、原因食物が含まれていないことを確認する。                                                |
| 飲用牛乳  | 大豆アレルギーでない場合に限り豆乳で代替する。<br>ただし、コップで提供すると牛乳との見分けがつきにくいため、必ず200mlパックなどの小さなパック豆乳を園児1人1人に提供する。<br>なお、シチューやケーキなどの食材の1つとして使用する場合には代替しない。 |
| ヨーグルト | 大豆アレルギーでない場合に限り、豆乳ヨーグルトまたは、豆乳＋市販菓子で代替する。                                                                                           |
| 市販パン  | 納品業者による対応が可能な場合に限り、原因食物を使用していないパン(卵抜きパン、米粉パンなど)を購入する。                                                                              |

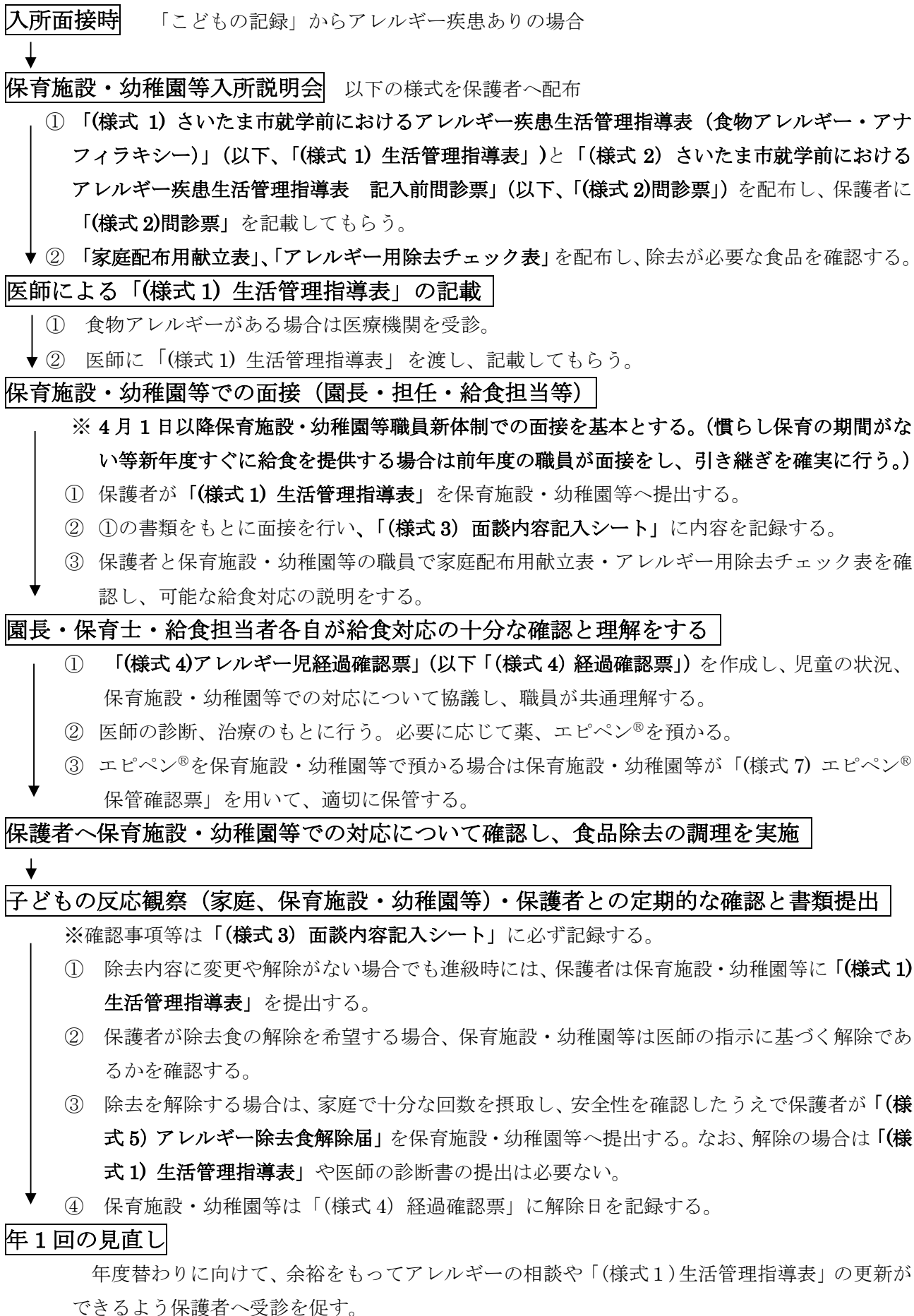
なお、調味料については、調理場の施設・設備及び人員が十分にあれば原因食物を使用していない調味料(大豆抜きの味噌、小麦抜きの醤油など)を購入する方法もある。

- (5) 入所時、及び医師の指示が変わったときは、園長・担任・調理員・保護者の四者面談を行い、「生活管理指導表」、家庭での食事状況の聞き取りを行い、保育施設・幼稚園等でどの程度対応可能かを保護者に伝える。
- (6) 原因食物の除去内容に変更があった場合、保護者は保育施設・幼稚園等に医師からの「生活管理指導表」を提出する。また、除去内容に変更や解除がない場合でも進級時には、同様に医師からの「生活管理指導表」を提出し、保育施設・幼稚園等全体で周知徹底を図る。
- (7) ミルクについては、保育所等で購入し、哺乳瓶は園で洗浄し消毒保管したものを使用する。購入不可能な場合は、保護者と協議する。
- (8) あらかじめ、対象児の保護者に家庭配布用献立表・アレルギー用除去チェック表を渡し、家庭と保育施設・幼稚園等で除去食品の確認をする。
- (9) 保育施設・幼稚園職員間の連携、共通理解を十分図るとともに、保護者との連絡を密にする。
- (10) 保育施設・幼稚園等での対応が不可能な場合は、昼食弁当、おやつを持参する。
- (11) 除去を解除する場合は、医師の指導のもと保護者が家庭において十分な回数を摂取し、安全性を確認したうえで「アレルギー除去食解除届」を保育施設・幼稚園等へ提出する。なお、解除の場合は「生活管理指導表」や医師の診断書の提出は必要ない。

#### 《給食提供が難しい場合の弁当持参の配慮》

- ① 弁当は、除去した食品の栄養価を補えるように配慮する。（【例】卵アレルギーの場合には同じたんぱく源の肉、魚、豆腐などを使ったものにする等。）なお、保育施設・幼稚園等の献立になるべく似たものが好ましい。
- ② 衛生管理に留意し、夏場など気温が高い時には保冷剤とともに持参してもらうよう保護者に伝える。
- ③ 他児の弁当箱と間違えないように、耐熱性の弁当箱に記名をしてもらうよう保護者に伝える。
- ④ 弁当箱はアルコール消毒（アルコールを吹き付けたペーパータオルで全体をまんべんなく拭く）し、冷蔵庫に入れて保存する。その際、衛生面の配慮と他児の弁当箱との取り間違い防止のため、ビニール袋に入れる等により区分けする。
- ⑤ 他児の給食と間違えないようにし、調理室と保育室等とで確認をし、誤食を防ぐ。
- ⑥ 弁当は食べる前に温めて提供する。

## 2) アレルギー児の把握から取り組みまでのフローチャート



### 3) 食物アレルギー対応の確認方法

誤食事故は給食やおやつの提供時に起こることが大多数である。事故を防ぐためには調理、配膳、提供までの間に2重、3重で確認をする必要がある。

以下に、アレルギー対応食を提供する際の確認事項と対応例を示す。各保育施設・幼稚園等で食数の規模やアレルギー児の人数などが異なるため、それぞれの状況に合わせた対応をしていく。

#### (1) 確認の流れ（表1）

|   | いつ         | どこで            | 誰と誰が                | 何を確認しているか                                     |
|---|------------|----------------|---------------------|-----------------------------------------------|
| ① | 前月のアレルギー会議 | 事務室            | 園長、担任、調理員、看護師、(保護者) | 献立ごとの除去する食品<br>(※)保護者がアレルギー除去チェック表で除去食品を確認する。 |
| ② | 前日         | 事務室<br>給食室     | 調理員、担任              | 除去食の対応方法の確認                                   |
| ③ | 作業開始前      | 事務室(朝のミーティング等) | 園長、担任、看護師、調理員       | アレルギー児のクラス、名前、対応食                             |
|   |            | 給食室            | 調理員全員               | 作業工程表とアレルギー児のクラス、名前、対応食                       |
| ④ | 食数報告の時     | 食数を示すホワイトボードなど | 担任、調理員              | アレルギー児の出欠席                                    |
| ⑤ | 調理作業中      | 給食室            | 調理員全員               | アレルギー除去食を確実に調理し、盛り付けされていること                   |
| ⑥ | 検食時        |                | 園長と調理員              | アレルギー児のクラス、名前、対応食<br>「〇〇組 〇〇ちゃんの〇〇除去の〇〇です」    |
| ⑦ | 受け渡し時      |                | 受け渡す調理員と受け取る保育士     |                                               |
| ⑧ | 保育室へ運ぶ時    | 保育室            | 担任同士                | アレルギー対応食と該当児                                  |
| ⑨ | 食事中        |                |                     |                                               |
| ⑩ | 食後         |                |                     | 喫食状況と食後の体調把握<br>食べ残し、飲み残しの有無<br>食べこぼしの有無      |

## (2) 表1「確認の流れ」における具体的な確認方法

### ① 前月のアレルギー会議

保護者にアレルギー除去チェック表を渡し、除去が必要な食品にマーカをつけるなどチェックをしてもらう。それを基に献立ごとの除去の対応を確認し、調理師用献立表など調理作業をする際に見られるものに転記する。

(対応例 1-1)

#### アレルギー用除去チェック表

〇月〇日 (〇)

| 献立名／食品名       |    |
|---------------|----|
| ●AM 【牛乳 60ml】 |    |
| 牛乳            | 豆乳 |
| ●AM 【ビスケット】   |    |
| ハードビスケット      |    |
| ●主 【ごはん】      |    |
| 精白米           |    |
| ●副 【炒り豆腐】     |    |
| 木綿豆腐          |    |
| たまご           | 除去 |
| 鶏若鶏肉ひき肉       |    |
| にんじん          |    |
| 生椎茸           |    |
| 玉葱            |    |
| 調合油           |    |
| 砂糖            |    |

#### 調理師用献立表

〇年〇月〇日 (〇)

| 時間区分  | 料理名         | 食品名      | 系 |
|-------|-------------|----------|---|
| 午前おやつ | 牛乳 60ml 太郎君 | 牛乳 → 豆乳  |   |
|       | ビスケット       | ハードビスケット |   |
| 昼食    | ごはん         | 精白米      |   |
|       | 炒り豆腐        | 木綿豆腐     |   |
|       | 太郎君、花子さん    | たまご → 除去 |   |
|       |             | 鶏若鶏肉ひき肉  |   |
|       |             | にんじん     |   |
|       |             | 生椎茸      |   |

転記

アレルギー除去チェック表  
(保護者が記入)

調理師用献立表  
(調理員が記入)

### ② 前日…一人一人の除去食の対応方法を確認する。

(対応例 2-1)

ホワイトボードに一人一人の除去食対応を記入し、調理員が担任に伝え職員間で確認する。

クラス、児童名、除去食品、献立名、除去後献立（市販菓子は商品名）を記載する。

| 〇月〇日 アレルギーチェックボード |         |         |                    |                               |                                   |
|-------------------|---------|---------|--------------------|-------------------------------|-----------------------------------|
| クラス               | 児童名     | 除去食品    | 午前おやつ              | 昼食                            | 午後おやつ                             |
|                   |         |         | 牛乳<br>△△クッキー       | ごはん<br>ポークカレー<br>トマトサラダ<br>甘夏 | 牛乳<br>ぶどうゼリー<br>××クラッカー           |
| ひよこ               | さいたまたろう | 卵       | △△クッキー<br>→ □□せんべい | 除去なし                          | 除去なし                              |
| りす                | さいたまはなこ | 小麦      | △△クッキー<br>→ □□せんべい | ポークカレー<br>→ 小麦・乳除去            | ××クラッカー<br>→ ◇◇せんべい               |
| うさぎ               | うらわたろう  | 乳       |                    | ポークカレー<br>→ 小麦・乳除去            | 牛乳<br>→ 豆乳<br>ぶどうゼリー<br>→ 生クリーム除去 |
| ぱんだ               | うらわはなこ  | 卵<br>小麦 |                    | ポークカレー<br>→ 小麦・乳除去            | ××クラッカー<br>→ ◇◇せんべい               |
| きりん               | ときわたろう  | 大豆      |                    | 除去なし                          | 除去なし                              |

除去がない場合  
「除去なし」等記入

(対応例 2-2)

テンプレート

| ひよこ組   | さいたま | たろうくん | 調理<br>チェック | 検食<br>チェック | 配膳<br>チェック | 担任<br>チェック |
|--------|------|-------|------------|------------|------------|------------|
| (卵全て×) |      |       |            |            |            |            |
| 除去食対応  |      |       |            |            |            |            |
|        |      |       |            |            |            |            |
|        |      |       |            |            |            |            |
|        |      |       |            |            |            |            |
|        |      |       |            |            |            |            |

調理員が一人一人のチェック表を作成し、当日のミーティングで担任と確認する。

この表を使用することにより6回のチェックができる。

当日記入しているチェック表（例）

| ひよこ組   | さいたま                   | たろうくん | 調理<br>チェック | 検食<br>チェック | 配膳<br>チェック | 担任<br>チェック |
|--------|------------------------|-------|------------|------------|------------|------------|
| (卵全て×) |                        |       |            |            |            |            |
| 除去食対応  | 午前おやつ<br>△△クッキー→□□せんべい |       |            |            |            |            |
|        | 昼食<br>卵スープ→卵除去         |       |            |            |            |            |
|        | 午後おやつ<br>カステラ→卵除去      |       |            |            |            |            |
|        |                        |       |            |            |            |            |
|        |                        |       |            |            |            |            |

- 1 回目：調理員が記入時
- 2 回目：ミーティング時
- 3 回目：調理時
- 4 回目：検食時
- 5 回目：配膳時
- 6 回目：担任

複数の目で確認し、「誰と」「誰が」  
チェックを行ったかを記入する。

(対応例 2-3)

調理員、保育士共通の確認表を作成し、当日の確認の際に使用する。

なお、確認表は使用後保管する（1年保存）。

| 組 名前        |             | 除去食品名： |     |    |         |
|-------------|-------------|--------|-----|----|---------|
| 確認内容        |             | 時間     | 給食室 | 担任 | 園長（副園長） |
| 前日夕方のミーティング |             | :      |     |    |         |
| 当日朝のミーティング  |             | :      |     |    |         |
| 午前<br>おやつ   | 食品をトレーに乗せる時 | :      |     |    |         |
|             | 検食時         | :      |     |    |         |
|             | トレーを受け取る時   | :      |     |    |         |
|             | 食事を配膳する時    | :      |     |    |         |
| 昼<br>食      | 食品をトレーに乗せる時 | :      |     |    |         |
|             | 検食時         | :      |     |    |         |
|             | トレーを受け取る時   | :      |     |    |         |
|             | 食事を配膳する時    | :      |     |    |         |
| 午後<br>おやつ   | 食品をトレーに乗せる時 | :      |     |    |         |
|             | 検食時         | :      |     |    |         |
|             | 食事を配膳する時    | :      |     |    |         |

| 令和〇年度〇月分アレルギー確認表 |     |     |    |     |       |       |       |       |       |
|------------------|-----|-----|----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 園名               |     | クラス |    | 児童名 |       | おやつ   |       | チェック  |       |
| 日                | 献立名 | 調理  | 検食 | 配膳  | アレルギー | アレルギー | アレルギー | アレルギー | アレルギー |
| 1                |     |     |    |     |       |       |       |       |       |
| 2                |     |     |    |     |       |       |       |       |       |
| 3                |     |     |    |     |       |       |       |       |       |
| 4                |     |     |    |     |       |       |       |       |       |
| 5                |     |     |    |     |       |       |       |       |       |
| 6                |     |     |    |     |       |       |       |       |       |
| 7                |     |     |    |     |       |       |       |       |       |
| 8                |     |     |    |     |       |       |       |       |       |
| 9                |     |     |    |     |       |       |       |       |       |
| 10               |     |     |    |     |       |       |       |       |       |
| 11               |     |     |    |     |       |       |       |       |       |
| 12               |     |     |    |     |       |       |       |       |       |

### ③作業開始前

- 朝のミーティング時に、前日に確認した除去食の対応方法について、調理師用献立表を見ながら調理員が読み上げ、担任と確認する。

(例)

調理員 「今日の午前おやつは牛乳、クッキー、昼食は、炒り豆腐、青菜とのりのサラダ、麩とわかめの味噌汁、午後おやつは牛乳、ごま団子です。

●●組 さいたま太郎君 卵アレルギーの食事です。炒り豆腐の卵を除去します。」

担任 「炒り豆腐の卵を除去するのですね。他の料理は他の園児のものと同じもので間違いありませんね。」

調理員 「間違いありません。」

- 調理室に戻り、担任と確認した内容を調理員全員に伝える。また、作業工程表をもとに調理担当と調理の流れを確認する。

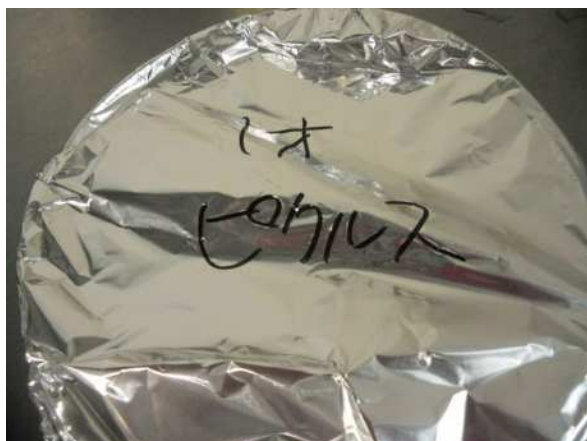
### ④食教報告の時

アレルギー児の出欠席を担任がホワイトボードに記入したり、出欠チェック表を調理員に渡すことで確認をする。

### ⑤調理作業中

- 使用する調味料は、調理開始前に計量し（※調理しながら計量はしない）ラップ等をかけ、どの料理の調味料であるのかを明確にする（マジック等で書く）。

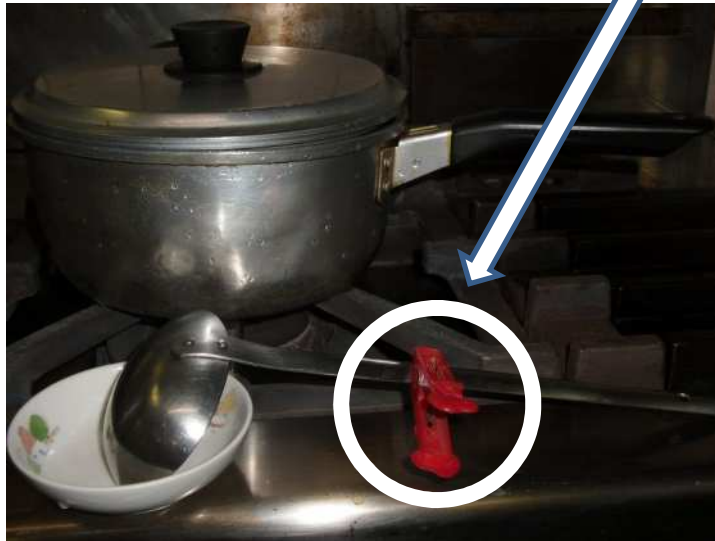
(対応例 5-1)



- 食器や調理器具類は常に洗浄済みのものを使用し、調理作業中は他の料理に使用しない。
- アレルギー除去食を調理する際は、なるべく原因食物を取り扱う前に調理し、混入を防ぐ。
- 食材を取り分けたり、加えたりする際は特に注意して確認をする。

- アレルギー児用の除去食に除去食品の混入がないように、お玉などに印をつけて使い分ける。

(対応例 5-2)



- 揚げ物をする際は、アレルギー児用を先に揚げるか、新しい油・調理器具に取り替えてから揚げる。
- アレルギー児用の食事（主食・主菜・副菜・汁物）は、全て先に盛り付けをする。
- 色つきトレイに出来上がった料理・食具（スプーン等）・コップを載せて、セットする。  
トレイにはアレルギー除去食のおかわり分も載せ、アレルギー児はトレイ内の料理を食べるようにする（おかわり時の誤食防止）。  
出来上がった料理全品にラップ又は蓋をし、原因食物などを記入した名札を置く。

(対応例 5-3)



- 調理員は除去の内容と料理が合っているか献立表などを見ながら必ず 2人以上で確認をする。

(対応例 5-4)

調理員 A 「●●組 さいたま太郎君 卵アレルギーの食事です。炒り豆腐の卵を除去しました。」

調理員 B 「炒り豆腐の卵の除去を確認しました。他の料理は他の園児のものと同じもので間違いありませんね。」

調理員 A 「間違いありません。」

## ⑥検食時

園長と調理員で除去の内容と料理が合っているかを献立表などを見ながら確認する。

(対応例 6-1)

調理員 「昼食は、炒り豆腐、青菜とのかのりのサラダ、 麩とわかめの味噌汁です。

●●組 さいたま太郎君 卵アレルギーの食事です。炒り豆腐の卵を除去しました。」

園長 「炒り豆腐の卵を除去したのですね。他の料理は他の園児のものと同じもので間違いありませんね。」

調理員 「間違いありません。」



## ⑦受け渡し時

(対応例 7-1)

調理員 「昼食は、炒り豆腐、青菜とのかのりのサラダ、 麩とわかめの味噌汁です。

●●組 さいたま太郎君 卵アレルギーの食事です。炒り豆腐の卵を除去しました。」

担任 「炒り豆腐の卵を除去したのですね。他の料理は他の園児のものと同じもので間違いありませんね。」

調理員 「間違いありません。」

## ⑧保育室へ運ぶ時

複数の担任で除去の内容と料理が合っているかを、献立表等を見ながら確認する。

(対応例 8-1)

担任 A 「昼食は、炒り豆腐、青菜とのかのりのサラダ、 麩とわかめの味噌汁です。

さいたま太郎君 卵アレルギーの食事です。炒り豆腐の卵の除去を確認しました。」

担任 B 「炒り豆腐の卵を除去したのですね。他の料理は他の園児のものと同じもので間違いありませんね。」

担任 A 「間違いありません。」

## ⑨食事中

(対応例 9-1) 児童が座る席を決めて、トレーごと配膳し、どの児童がどのアレルギーを持っているのかわかるようにする。



(対応例 9-2)

担任が隣に寄り添い、誤食・誤飲がないように見守る。



- アレルギー児に対しては、年齢に応じて「この炒り豆腐には卵が入っていないよ。」などの声かけをすることによって意識づけをする。
- 食事中の不用意な誤食がないように、アレルギー児以外の園児にも、年齢に応じて食物アレルギーについての理解や協力を求める。
- おかわりの時は、誤食・誤飲が起きやすいので、必ず担任が付き添う。
- 下膳時は誤食・誤飲が起きないように担任が見守る。

## ⑩食後

- 床に落ちたものを拾う可能性もあるので、床の拭き掃除を徹底する。
- 食べ残し、飲み残しの食器やコップの取り扱いには十分に注意する（飲み残しの牛乳は保育室では流さない）。
- 食後の体調を見守る。

#### 4) 食物・食材を扱う活動

稀に、ごく少量の原因食物でもアレルギー反応が出る子どもがいる。このような子どもは、原因食物を“食べる”だけでなく“吸い込む”ことや“触れる”ことも発症の原因となるため、個々の子どもに応じた配慮が必要である。医師からの指示をもとに、保護者と十分に話し合い対応する。

##### (1) 小麦粉を使った遊び

小麦アレルギー児は、小麦粘土に触れたり、吸い込むことによりアレルギー反応が出ることがある。小麦が含まれていない粘土を使用する。

##### (2) 牛乳パックを使用した工作

牛乳アレルギー児は、工作に使用する牛乳パックに微量の乳成分が残存していた場合に、それに触れることによりアレルギー反応が出ることがある。重篤な牛乳アレルギー児がいる場合には、活動内容の変更を検討する必要がある。

##### (3) 食育活動

高野豆腐などの乾物を水で戻したり、野菜を栽培するなどの食育活動は食物に触れることでアレルギー反応が出ることがある。使用する食材のアレルギー児がいる場合には、活動内容の変更を検討する必要がある。

##### (4) 園外活動

普段とは違う環境での活動は、通常行っているアレルギーの確認作業が手薄になりやすいため遠足に持参する菓子や園児どうしの弁当のやり取りなどにおいて誤食がないよう見守る必要がある。

## 5) インシデント（ニアミス、ヒヤリ・ハット）が発生した時の対応

事故を未然に防ぎ、園児が安全、安心に過ごすため、リスクマネジメント（危機管理）を確立していくことが求められる。保育施設・幼稚園等でインシデントが発生した場合、分析、検証を行い、「ヒヤリ・ハット報告書（様式 6）」を記入し保育施設・幼稚園等内で共有する。

| 食物アレルギーヒヤリハット報告書（発生から検証までの記録） |                                                 |        |       |
|-------------------------------|-------------------------------------------------|--------|-------|
|                               |                                                 | 年      | 月 日   |
|                               |                                                 | 保育園    |       |
|                               |                                                 | 園長名    |       |
| ヒヤリハット発生日時                    | 年 月 日（ ）                                        | 時      | 分     |
| 園児名                           | 男・女                                             | 保護者名   |       |
| 生年月日                          | 年 月 日（歳 ヶ月）                                     | クラス    | 歳児クラス |
| 原因食物                          | <div>食事以外の活動の場合もここに記入します。<br/>(例)小麦ねんど等</div>   |        |       |
| 献立名                           |                                                 |        |       |
| 発生場所                          |                                                 | 気付いた職員 |       |
|                               |                                                 |        |       |
| 発生状況<br>（時系列で記入）              | <div>具体的に絵をかいてもよいです。</div>                      |        |       |
| <検証><br>原因・問題点                | <div>関係職員全員で検証し全園で共有して、事故の予防、改善につなげていきます。</div> |        |       |
| 今後の<br>対策・改善点                 |                                                 |        |       |

## 6) インシデント（ニアミス、ヒヤリ・ハット）事例集

### ●給食室内

＜事例 1＞給食室でおたまの共有をしてしまいそうになった。

アレルギー物質： 卵

原因食品： ベーコン

経 過： ベーコンを除去したスープを作って取分けて置いたが、盛り付け担当者がベーコン入りスープに使用したおたまで盛り付けてしまった。すぐに気づき、作りなおして提供した。

対 策 ①作業中も職員全員で目視と声出し確認を行う。  
②除去専門のおたまを用意する。  
③アレルギー対応食を盛り付けてから、普通食を盛り付ける。

＜事例 2＞家庭から持参のおやつにアレルギー物質が入っていた

アレルギー物質： 卵

原因食品： 家庭から持参のせんべい

経 過： 家庭から持参したせんべいを盛り付ける際に、職員が卵の成分が入っていることに気付いた。卵が入っていない市販菓子と交換した。

対 策 ①家庭からおやつを預かる際に保護者と成分を確認する。  
②家庭で食べた事のないおやつを持参しないようにお願いする。  
③持参おやつの成分も確認して盛り付ける。

### ●保育室内

＜事例 3＞ミーティングで確認したが、普通食のおやつを盛り付けてしまった。

アレルギー物質： 卵

原因食品： 市販菓子のクッキー

経 過： 保育士と調理担当者が出席する朝のミーティングで、卵アレルギー児には卵除去のクッキーを提供することを確認した。しかし、実際に給食室から盛り付けられてきたアレルギー児専用トレーには普通食のクッキーがのっていた。保育室での配膳時に気づき、卵除去のクッキーと交換した。

対 策 ①給食室内での盛り付け時、保育室での配膳時に複数人で目視と声で確認しあう。  
②市販のおやつは提供する前に成分を確認する。

＜事例 4＞おやつのせんべいの原材料にアレルギー物質が入っていた

アレルギー物質： 魚

原因食品： せんべい

経 過： いつもと違う種類のせんべいが魚アレルギーの児童がいるクラスで提供された。せんべいの成分を保育士が確認したところ、魚エキ스가含まれていた。すぐに魚エキ스가含まれていないせんべいと交換した。

対 策 ①市販のおやつは提供する前に成分を確認する。  
②給食室での盛り付け時、保育室での配膳時に、複数人で目視と声で確認しあう。

＜事例 5＞他児の洋服に付着していたパンや卵焼きの欠片が保育室内に落ちていた。

アレルギー物質： 小麦粉、卵

原因食品： 他児の朝食の欠片

経過： 1 歳児室でパンの小さな欠片や卵焼きの欠片が落ちているのを担任が発見した。朝食を食べながら登園する家庭があるため、保護者に注意喚起し、その後室内に落ちていることはなかった。

対策 ①保護者に対して全クラスで掲示し、注意喚起した。  
②園長から朝食を食べながら登園する家庭へ直接話をした。

＜事例 6＞他児が小麦アレルギー児にパンを勧めた。

アレルギー物質： 小麦

原因食品： 他児が持参した主食のパン

経過： 小麦アレルギーの児童に他児が主食として持参したパンを勧めていた。アレルギーを有する児童が食べられないと自覚があったので自分から断った。そこで、担任が気づいた。

対策 ①給食の際はアレルギーのある児童の隣に担任が座るようにした。  
②分かる歳児であれば本児だけでなく他の児童にも食べられない食品があることを伝える。

## 7) 誤食事故事例集

＜事例 1＞乳アレルギー児がおかわり分のバター入りさつまいも団子を誤食してしまった。

アレルギー物質： 小麦、乳

原因食品： さつまいもパイ（材料：さつまいも、砂糖、バター、餃子の皮、油）のおかわりとして提供したバター入りさつまいも団子

経過： ①本児はバターと餃子の皮が食べられないため、さつまいもを裏ごし、丸めて団子にしたものを、本児用のおかわり分も乗せてアレルギー児専用のトレーで提供した。

②担任は3人おり（A、B、C）、担任Aが調理員から手渡しでトレーを受け取り、バターを除去した団子であることを口頭で確認した。

③担任Aは保育室に戻り、担任Bにバターを除去した団子であることを伝えた。この時、担任Cは他児の対応をしており、除去の内容を聞いていなかった。

④本児はアレルギー児専用の机で、おかわり分も含めて完食した。

⑤この日はさつまいもの餡の方が余ったため、バター入りのさつまいも餡を丸めて団子にし、普通食のおかわりとして各クラスに提供していた。

⑥本児が更におかわりを欲しがったため、除去の内容を聞いていなかった担任Cが普通食用のバター入りのおかわりを本児に提供し、誤食してしまった。

原因： ①除去の内容を担当全員で共有していなかった。

②普通食のおかわりと除去食の形が同じだったため、除去の内容を聞いていなかった担任が同じものであると勘違いしてしまった。

対応： ①除去の内容は必ず担任全員へ伝える。

②アレルギー食は形を変える等、誤食のリスクを減らす。

＜事例 2＞卵アレルギー児が卵含有のせんべいを誤食してしまった。

アレルギー物質： 卵

原因食品： せんべい（市販菓子）

経過： ①午前おやつで牛乳とせんべいを提供した。せんべいは今まで提供しているものとは違う商品だった。

②本児が食べている途中に、いつもと違う商品であったことから担任がせんべいのパッケージを見ていたところ、卵が入っていることに気づき、食べるのを中止させたが、既に半分以上を誤食してしまっていた。

原因： 今までは卵不使用のせんべいを提供していたため、せんべいは卵が入っていないものであると思い込み、成分の確認をしなかった。

対応： どのような食品であっても調理担当者と保育士が双方で必ず成分を確認し、口頭での確認を徹底する。

<事例 3>通常とは違う保育室での保育中に乳アレルギー児が牛乳を誤食してしまった。

アレルギー物質： 乳

原因食品： 牛乳

経 過： ①運動会の予行練習のため、通常とは違う保育室で保育していた。  
②午前おやつを食べるため、2 人の担任（A、B）は園児の手洗いと着席を誘導し、本児は専用の机に座った。  
③担任Aがおやつを配膳し始めた。その時、担任Bはまだ座っていない園児を誘導していた。その間に、本児がアレルギー児専用の机から別の机に移ってしまった。  
④担任Bが本児の移動したことを確認したと同時に担任Aが本児の後ろから牛乳を配膳した。本児はすぐに牛乳を口に含み、誤食してしまった。

原 因： ①運動会の予行練習であったため、他クラスの職員の援助を求めることを躊躇し、時間が気にかかり焦ってしまった。  
②全員が座ったことを確認する前に配膳してしまった。  
③本児がアレルギー児専用の机に座っていると思い込み、牛乳を配膳する時に子どもの顔を確認せずに、本児の後ろから机に置いてしまった。

対 応： ①行事等の通常とは異なる環境においては誤食のリスクが高くなることを認識し、事前の確認を十分に行い、必要に応じて他クラスの職員に援助を求める等保育所等全体で対応していく。  
②必ず全員が座ってから配膳を行い、子どもの顔を見て確認しながら配膳する。  
③アレルギー児専用の机には担任 1 人が付き添って食事の介助を行う。

＜事例 4＞延長保育時に小麦アレルギー児が小麦粉含有のクラッカーを誤食してしまった。

アレルギー物質： 小麦

原因食品： クラッカー

経過： ①延長保育利用児の人数を把握するための人数表があり、アレルギー児はその人数表に名前を表示している。利用しない日は名前の横に赤字でバツ印を付けるというルールだった。

②事故当日、本児は延長保育を利用する予定だったが、担任が誤って人数表にバツ印を付けてしまった。

③副園長が人数表をもとに給食室前のホワイトボードに人数を転記した。

④調理担当者は、アレルギー児がいる場合にはアレルギー児専用トレーに除去食をのせて準備するが、ホワイトボードの本児の欄にバツ印があったので除去食を準備しなかった。

⑤延長保育時に、パート職員が給食室に取りに行ったが、アレルギー児専用トレーがなかったので、アレルギー児がいないと思い込んでしまった。

⑥パート職員からおやつを受け取った職員は、口頭確認をせずクラッカーを提供し、誤食してしまった。

原因： ①アレルギー児の出欠について紙面のみの確認だった。

②アレルギー児について担任のみが把握しており、職員全体で情報が共有されていなかった。また、アレルギー児一覧表を給食室にしか掲示していなかった。

③除去食がある日はアレルギー児専用トレーを使用していたが、除去食がない日は他児と同じトレーにのせていた。その結果、除去食の有無の確認が調理担当者任せになってしまっていた。

④給食室から持参した職員と保育室で受け取った職員の間で除去食について口頭での確認がされていなかった。

対応： ①アレルギー児の出欠については保育士と調理担当者が必ず口頭で確認する。

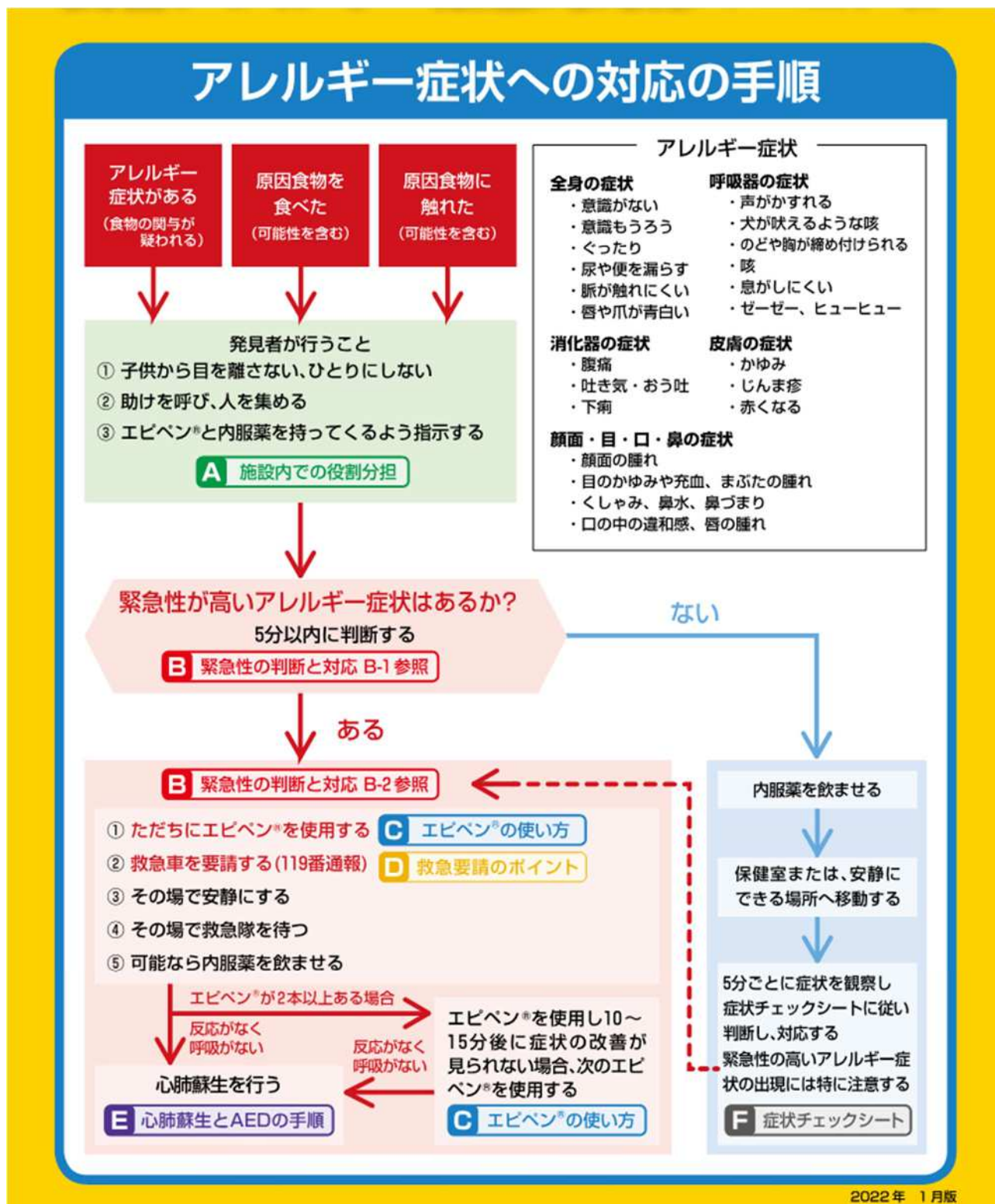
②担任以外が保育することを前提にし、アレルギー児について保育施設・幼稚園等全体で共有する。アレルギー児一覧表を事務室にも掲示する。

③除去食がなく他児と同じトレーにのせる時には、「小麦除去食はありません」という札をトレーにのせ、調理担当者と保育士が双方で確認できるようにする。

④給食室から持参した職員と保育室で受け取った職員の間で必ず口頭で除去食の有無と内容の確認をする。

### 3 緊急時の対応について

#### 1) アレルギー症状への対応の手順



(※) P24～P31のマニュアルは東京都の許諾を得て、東京都健康安全研究センター発行の「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を掲載しています。【承認番号 26 健研健第 1333 号】

## 2) エピペン®について

**エピペン®**…副腎髄質から分泌されるアドレナリンというホルモンを注射の形で投与できるようにしたものである。

※主に心臓の働きを強めたり、末梢血管を収縮させたりして血圧を上げる作用がありアナフィラキシーの補助治療剤として医師から処方されるものである。

**投与について**…本人もしくは保護者が自己注射する目的で作られたもので、自己注射の方法や投与のタイミングは医師から処方される際に指導を受けている。

※時間的猶予がないような場合には保育施設・幼稚園等職員がエピペン®を注射することも想定される。

※エピペン®は患者個人へ処方されている治療剤である。処方された患者本人のみへ投与できるものであり、本人以外への投与はあってはならない。

※エピペン®は体重 15kg 以上の子どもを対象として処方されている。エピペン®が処方されていない子どもがアナフィラキシー等重篤な症状が出た場合は直ちに救急車を呼ぶ。

保育施設・幼稚園等においてアナフィラキシー等の重篤な症状が出た場合



直ちに救急車を呼び、医療機関へ搬送することが基本である。

**投与のタイミング**…ショック症状に陥ってからではなく、その前段階で投与する方が効果的である。

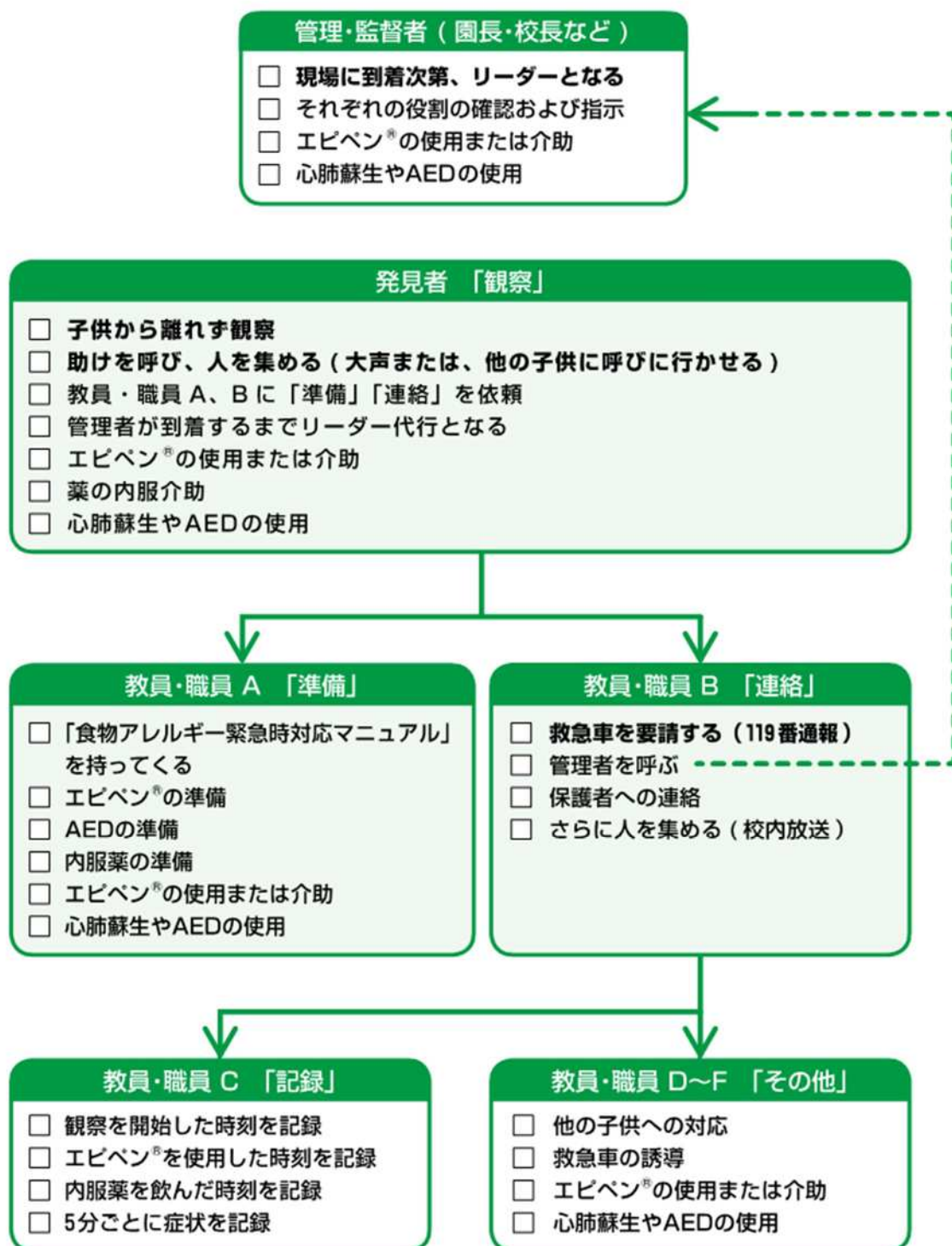
また、エピペン®は医師の治療を受けるまでの間、症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤(アドレナリン自己注射薬)である。あくまでも補助治療薬なので、アナフィラキシーを根本的に治療するものではない。エピペン®注射後は必ず救急車を呼び、医療機関で直ちに医師による診療を受ける必要がある。

投与については医師からの指導に従い、どのような症状が出た場合にエピペン®を使用するかを事前に保護者と決めておくことが基本となる。

# A

## 施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う



# B

## 緊急性の判断と対応

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエピペン®を打つ！ ただちに119番通報をする！

### B-1 緊急性が高いアレルギー症状

#### 【全身の症状】

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

#### 【呼吸器の症状】

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸  
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

#### 【消化器の症状】

- ☐ 持続する強い（がまんできない）  
お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

### B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン®を使用する！

→ **C** エピペン®の使い方

② 救急車を要請する(119番通報)

→ **D** 救急要請のポイント

③ その場で安静にする(下記の体位を参照)

立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆ エピペン®を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する(2本以上ある場合)

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → **E** 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

↓  
保健室または、安静に  
できる場所へ移動する

↓  
5分ごとに症状を観察し症状チェック  
シートに従い判断し、対応する  
緊急性の高いアレルギー症状の  
出現には特に注意する

**F** 症状チェックシート

### 安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性が  
あるため仰向けで足を15～30cm  
高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、  
体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を  
起こし後ろに寄りかからせる

# C

## エビペン<sup>®</sup>の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

### ① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け  
エビペン<sup>®</sup>を取り出す

### ② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを  
下に向け、利き手で持つ

**“グー”で握る!**

### ③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

### ④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エビペン<sup>®</sup>の先端  
(オレンジ色の部分)を軽くあて、  
“カチッ”と音がするまで強く押し  
あてそのまま5つ数える

**注射した後すぐに抜かない!  
押しつけたまま5つ数える!**

### ⑤ 確認する



使用前 使用後

エビペン<sup>®</sup>を太ももから離しオレ  
ンジ色のニードルカバーが伸び  
ているか確認する

**伸びていない場合は「④に戻る」**

### ⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、  
マッサージする

### 介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を  
しっかり抑え、動かないように固定する

### 注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ  
真ん中 (A) よりやや外側に注射する

#### 仰向けの場合



#### 座位の場合





## 救急要請（119番通報）のポイント

◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



119番、  
火事ですか？  
救急ですか？

救急です。



### ①救急であることを伝える



住所はどこですか？

○区（市町村）○町  
○丁目○番○号  
○○保育園  
（幼稚園、学校名）です。



### ②救急車に来てほしい住所を伝える

住所、施設名をあらかじめ記載しておく



どうしましたか？

5歳の園児が  
給食を食べたあと、  
呼吸が苦しいと  
言っています。



### ③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える

エピペン<sup>®</sup>の処方やエピペン<sup>®</sup>の使用の有無を伝える



あなたの名前と  
連絡先を教えてください

私の名前は  
○×□美です。  
電話番号は…



### ④通報している人の氏名と連絡先を伝える

119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることがある

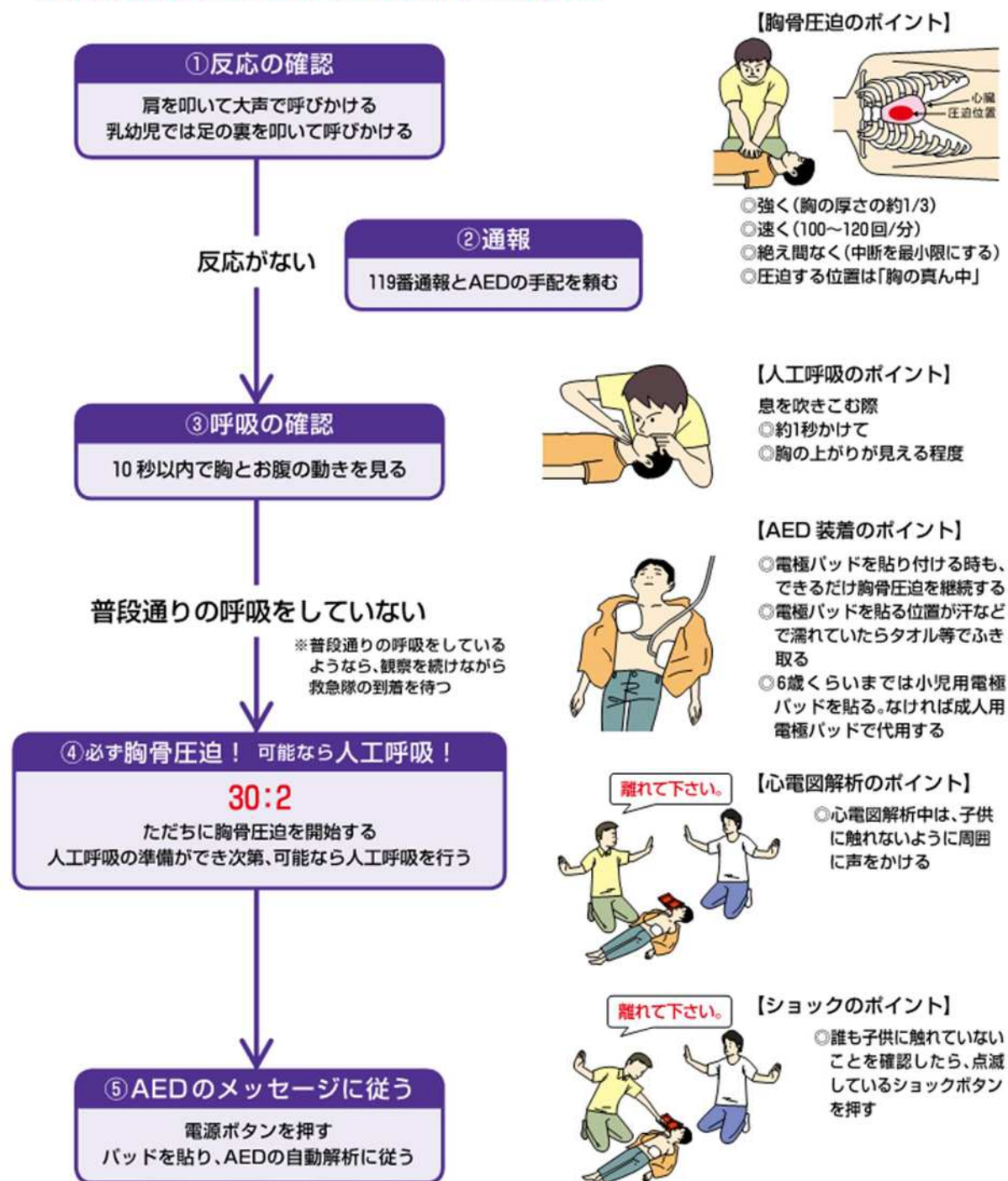
- 通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

# E

## 心肺蘇生とAEDの手順

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける



## 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

異変に気がいたら子どもから目を離さない

迷ったらエビペン®を打つ！

助けを呼び、人を集める

ただちに119番通報

下の症状から重症度を判定し、速やかに行動する

全身の  
症状

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便をもらす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

少なくとも5分ごとに、繰り返し症状を観察  
経過・内服・エビペン®使用の時刻を記録呼吸器  
の症状

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸

- ☐ 数回の軽い咳

消化器  
の症状

- ☐ 持続する強いお腹の痛み  
(がまんできない痛み)
- ☐ 繰り返し吐き続ける

- ☐ 中等度のお腹の痛み
- ☐ 1～2回のおう吐
- ☐ 1～2回の下痢

- ☐ 軽いお腹の痛み  
(がまんできる痛み)

目・口・  
鼻・顔面  
の症状上記の症状が  
1つでもあてはまる場合

- ☐ 顔全体の腫れ
- ☐ まぶたの腫れ

- ☐ 目のかゆみ、充血
- ☐ 口の中の違和感、唇の腫れ
- ☐ くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の  
症状

緊急

- ☐ 強いかゆみ
- ☐ 全身に広がるじんま疹
- ☐ 全身が真っ赤

- ☐ 軽度のかゆみ
- ☐ 数個のじんま疹
- ☐ 部分的な赤み

1つでもあてはまる場合

受診

1つでもあてはまる場合

注意

- ①エビペン®を使用
- ②救急車を要請（119番通報）  
→緊急時連絡先医療機関に連絡  
→保護者に連絡
- ③その場で安静を保つ(\*)  
→立たせたり、歩かせたりしない
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる  
\*安静を保つ体位  
◇ぐったり、意識もうろうの場合、仰向け  
にして足を15～30cm高くする  
◇吐き気・嘔吐がある場合、横向きに  
◇呼吸が苦しく仰向けになれない場合、  
上半身を起こし後ろに寄りかからせる

- ①内服薬を飲ませ、  
エビペン®を準備
- ②速やかに医療機関を受診  
(救急車の要請も考慮)
- ③急速に進行する場合  
→「緊急」の対応
- ④座位にして会話をしながら  
観察すると、急変に対する  
判断・対応がしやすい

- ①内服薬を飲ませる
- ②「急速に進行する」又は  
「悪化が予想される」場合  
→「受診」「緊急」の対応
- ③少なくとも1時間は観察  
完全によくなるまで目を  
離さない

監修:さいたま市民医療センター小児科 西本 創  
参考資料:環境再生保全機構「よくわかる食物アレルギー対応ガイドブック」

さいたま市民医療センター

(※このマニュアルはさいたま市民医療センターの資料です。)

### 3) 災害時の対応

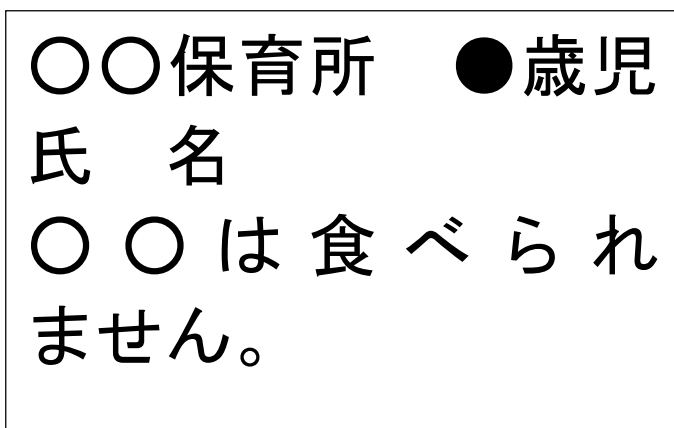
地震や台風などの災害時には交通機関の不通・通信手段の遮断などにより、保護者が帰宅困難者となり、保育施設・幼稚園等に迎えに来られないことが想定される。そのような状況では普段対応している職員以外が対応をすることもあるため、誤食等の事故が起こりやすい。災害時、施設内での対応について施設全体で考える必要がある。以下に、災害時に誤食等の事故を防ぐための対応例を示す。

#### (1) 事前対応

##### ① アレルギー児用ワッペン、アレルギー児一覧表

保護者のお迎えまでに時間を要する場合、備蓄品のアルファ化米や市販菓子を提供することがあり、普段対応している職員以外が対応することもある。また、災害の規模によっては、避難しなければならず、避難先で食事をすることも考えられる。そのような場合に、食物アレルギー児であることが一目で分かるようにアレルギー児用ワッペンを用意し、非常持ち出し袋に入れておく。また、アレルギー児全員の名前、アレルギー食品等を記載した一覧表を作成し、ワッペン、「アレルギー症状への対応の手順」(P.24)とともに非常持ち出し袋に入れておく。

#### [アレルギー児用ワッペン 例]



#### [アレルギー児一覧表 例]

| 〇〇年度 ●●保育園アレルギー児一覧表 |                |                               |                            |                           |                                |
|---------------------|----------------|-------------------------------|----------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| 名前                  | アナフィラキシー<br>あり | 卵<br>(マヨネーズ 練り製品<br>ベーコンつなぎ等) | 乳<br>(乳製品 バター<br>パン 洋菓子類等) | 小麦<br>(洋菓子類 ルウ<br>揚げ物の衣等) | 大豆<br>(きなこ 黒豆 枝豆<br>乳化剤 レシチン等) |
| さいたま 太郎             | ○(乳)           | ○                             | ○                          |                           |                                |
| 見沼 めう               | ○              |                               |                            | ○                         |                                |
| 浦和 花子               |                | ○                             |                            | ○                         |                                |
| 大宮 次郎               |                |                               |                            |                           | ○                              |

## ②備蓄食品

備蓄食品はアレルギー対応食品で揃えることが誤食防止のために望ましい。

アレルギー児用の備蓄食品を別に用意する場合、チャック付きポリ袋などに園児ごとに入れる。袋には「歳児」、「名前」、「アレルギー食品」、「賞味期限」を記入する。



米粉クッキー



α化米

## ③情報の共有

災害時に担任だけでなくどの職員も対応できるように、アレルギー児やその対応について普段から園全体で情報を共有しておく。

また、アレルギー児用ワッペンや備蓄食品等災害時の対応について事前に保護者に説明をする。

## (2) 災害が起きたら

### ①原因となる食物を誤って食べない／食べさせない

- ・園児を安全な場所に避難させ、アレルギー児用ワッペンをつける。
- ・施設外へ避難する場合には、避難先で周りの人にアレルギー対応が必要である旨を周知する。

### ②食物アレルギー症状出現時の迅速かつ適切な対応

- ・「アレルギー症状への対応の手順」(P.24)を参考に症状の強さに併せて適切で迅速な対応をする。

※誤食事故は予測ができません。災害時は普段よりも危険が多いので、万が一の時はどういう行動をとれば良いのかあらかじめ考えておくことが大事です。

## 4 アレルギーに関する相談事業、医療機関検索及び自主学習動画

### 1) さいたま市アレルギー疾患対応相談

さいたま市では、子どものアレルギー疾患への対応について、小児アレルギーエドゥケーター（※）の看護師が、医療機関の受診、食事や生活に関することなどの相談に原則2回を上限に応じています。

（※一般社団法人 日本小児臨床アレルギー学会が認定する看護師、薬剤師及び管理栄養士を対象としたアレルギー専門メディカルスタッフの認定制度）

- 対象：・さいたま市内在住の18歳未満の子どもとその保護者  
・さいたま市内在住の18歳以下の子どもが利用する保育、教育施設等の関係者
- 日時：毎月1回（事前予約制）
- 予約方法：電子申請、電話、FAXのいずれかの方法でさいたま市保健衛生総務課へ
- 問合せ先：さいたま市保健衛生総務課 さいたま市浦和区常盤6-4-4  
電話：048-829-1294／FAX：048-829-1967  
<https://www.city.saitama.lg.jp/002/001/013/001/p113623.html>



### 2) 生活管理指導表相談事業

提出された生活管理指導表において、給食の食物除去等の対応に迷う場合は、子どものアレルギー疾患を専門とする医師に、相談することができます。

- 対象：学校・保育施設・幼稚園等の教職員
- 相談方法：「生活管理指導表」と「生活管理指導表に関する相談票」をさいたま市保育課へ（詳細はP35「別紙1」、P36「別紙2」を参照）
- 問合せ先：さいたま市保育課 さいたま市浦和区常盤6-4-4  
電話：048-829-1867／FAX：048-829-2516

### 3) 埼玉県アレルギー疾患相談室（電話相談）

気管支ぜん息、食物アレルギー、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、花粉症などのご相談に、看護師がお答えします。

- 対象：アレルギー疾患の患者さんやご家族、保育施設・幼稚園・学校・施設の職員など
- 日時：月曜日～金曜日 午後1時～4時
- 相談先：049-276-1763（埼玉医科大学病院内）  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/allergy/allergy-soudansitu.html>



### 4) 医療機関検索システム

埼玉医科大学病院アレルギー疾患医療拠点病院のホームページでは、食物経口負荷試験やエピペンの処方、生活管理指導表の作成が可能な医療機関について検索できます。

<http://allergy.saitama-med.ac.jp/hospsearch/>



### 5) 令和4年度こどもの健康週間動画

<https://www.city.saitama.lg.jp/002/001/013/002/p096220.html>

日本小児科学会が定める「こどもの健康週間」の一環としてさいたま市は、医療機関、埼玉県とともに、「小児アレルギー疾患に関する最新知識」をオンデマンド研修会を開催し、この動画をYouTubeで配信しています。

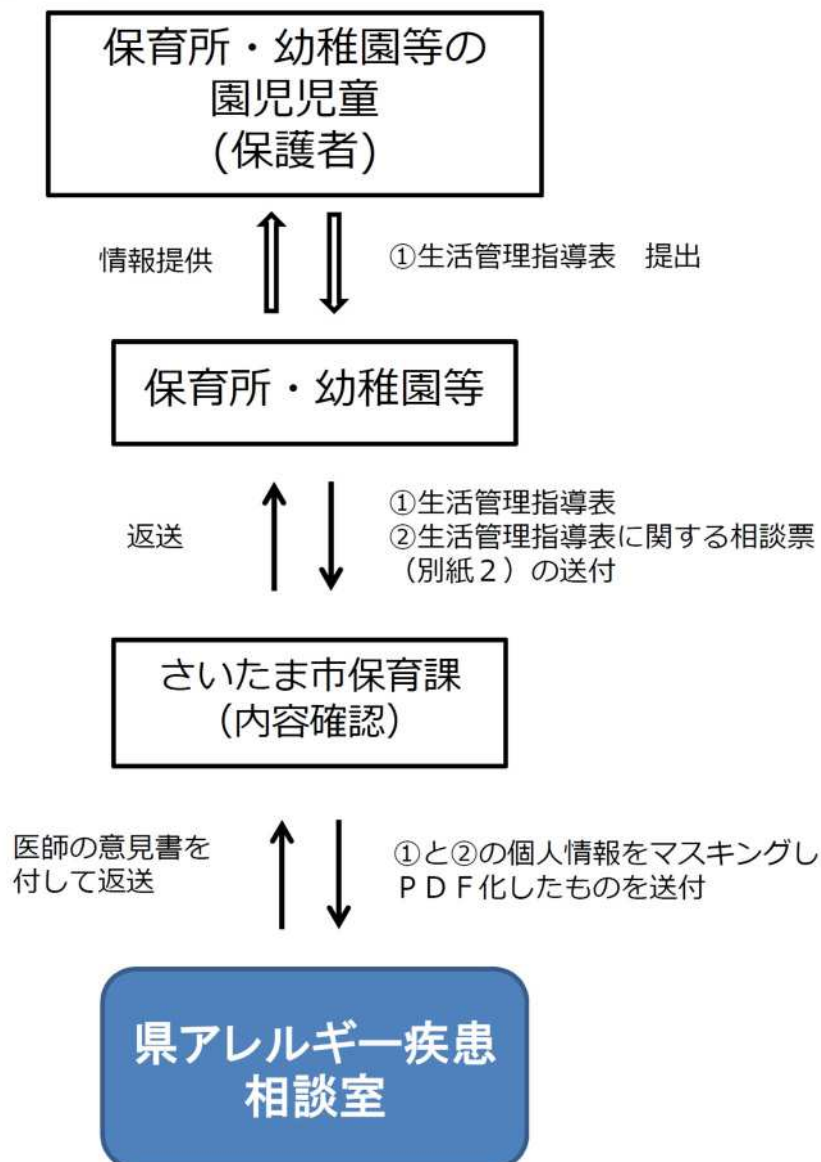


## 埼玉県アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業

別紙1

- 保育所、幼稚園等に提出されたアレルギー疾患生活管理指導表について対応に迷う場合、相談票を用いて専門医が相談に応じるもの

＜さいたま市の  
保育所・幼稚園の場合＞



埼玉県アレルギー疾患対策事業「アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業」

|       |
|-------|
| 経由機関名 |
|-------|

## アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談票

相談日：令和      年      月      日

|                    |            |             |                             |                       |
|--------------------|------------|-------------|-----------------------------|-----------------------|
| 施設名                |            |             | 市町村                         |                       |
| 担当者                | 所属         |             | 氏名                          |                       |
|                    | 電話         |             | E-mail                      |                       |
| 対象者                | 年齢         | 歳（学年      ） | 性別                          |                       |
| 相談内容分類             | 右から選んでください |             | a: 保護者が食物アレルギー等を軽視している。     |                       |
|                    |            |             | b: 保護者が食物アレルギー等を過度に不安視している。 |                       |
|                    |            |             |                             | c: 医師の指示（記載含む）に疑問がある。 |
|                    |            |             |                             | d: 一般的な質問             |
|                    |            |             |                             | e: その他                |
| <相談内容>             |            |             |                             |                       |
| <埼玉県アレルギー疾患相談室の意見> |            |             |                             |                       |

## 5 参考文献

- 1) 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(厚生労働省・こども家庭庁 2019 年 4 月)

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/cc94d067/20240205\\_policies\\_hoiku\\_86.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/cc94d067/20240205_policies_hoiku_86.pdf)



- 2) 「食物アレルギーの栄養指導の手引き 2022」(厚生労働科学研究班 2022 年)

<https://www.foodallergy.jp/wp-content/themes/foodallergy/pdf/nutritionalmanual2022.pdf>



- 3) 「よくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2021」((独)環境再生保全機構 2021 年)

[https://www.erca.go.jp/yobou/pamphlet/form/00/pdf/archives\\_31321.pdf](https://www.erca.go.jp/yobou/pamphlet/form/00/pdf/archives_31321.pdf)



- 4) 「アナフィラキシーに備えるエピペン®ガイドブック」(ヴィアトリス製薬株式会社 2023 年 5 月)

[https://www.epipen.jp/download/EPI\\_guidebook\\_j.pdf](https://www.epipen.jp/download/EPI_guidebook_j.pdf)



- 5) 「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」  
(日本小児アレルギー学会 2017 年 11 月)

[https://www.ispaci.jp/assets/documents/saigai\\_pamphlet.pdf](https://www.ispaci.jp/assets/documents/saigai_pamphlet.pdf)



- 6) 「子供を預かる施設における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」  
(東京都健康安全研究センター企画調整部健康危機管理情報課 2021 年 12 月)

[https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/allergy/pdf/pri05\\_zenbun.pdf](https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/allergy/pdf/pri05_zenbun.pdf)



- 7) 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」

(東京都健康安全研究センター企画調整部健康危機管理情報課 2022 年 1 月)

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/allergy/pdf/zenbun1.pdf>



## 6 資料・各種様式

- 1) 資料…食物アレルギー緊急時対応マニュアル（保育室掲示用）
- 2) 様式 1…さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表  
（食物アレルギー・アナフィラキシー）
- 3) 様式 2…さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表  
（食物アレルギー・アナフィラキシー） 記入前問診票
- 4) 様式 3…面談内容記入シート
- 5) 様式 4…アレルギー児経過確認票
- 6) 様式 5…アレルギー除去食解除届書
- 7) 様式 6…食物アレルギーヒヤリハット報告書
- 8) 様式 7…エピペン<sup>®</sup>保管確認票

# 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

異変に気がついたら子どもから目を離さない

迷ったらエピペン®を打つ！

ただちに119番通報

助けを呼び、人を集める

下の症状から重症度を判定し、速やかに行動する

全身の  
症状

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便をもらす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

少なくとも5分ごとに、繰り返し症状を観察  
経過・内服・エピペン®使用の時刻を記録

呼吸器  
の症状

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸

- ☐ 数回の軽い咳



消化器  
の症状

- ☐ 持続する強いお腹の痛み  
(がまんできない痛み)
- ☐ 繰り返し吐き続ける

- ☐ 中等度のお腹の痛み
- ☐ 1～2回のおう吐
- ☐ 1～2回の下痢

- ☐ 軽いお腹の痛み  
(がまんできる痛み)

目・口・  
鼻・顔面  
の症状

上記の症状が  
1つでもあてはまる場合

- ☐ 顔全体の腫れ
- ☐ まぶたの腫れ

- ☐ 目のかゆみ、充血
- ☐ 口の中の違和感、唇の腫れ
- ☐ くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の  
症状

**緊急**

- ☐ 強いかゆみ
- ☐ 全身に広がるじんま疹
- ☐ 全身が真っ赤

- ☐ 軽度のかゆみ
- ☐ 数個のじんま疹
- ☐ 部分的な赤み

1つでもあてはまる場合

**受診**

1つでもあてはまる場合

**注意**

- ①エピペン®を使用
  - ②救急車を要請（119番通報）
    - 緊急時連絡先医療機関に連絡
    - 保護者に連絡
  - ③その場で安静を保つ(\*)
    - 立たせたり、歩かせたりしない
  - ④その場で救急隊を待つ
  - ⑤可能なら内服薬を飲ませる
- \*安静を保つ体位
- ◇ぐったり、意識もうろうの場合、仰向けにして足を15～30cm高くする
  - ◇吐き気・嘔吐がある場合、横向きに
  - ◇呼吸が苦しく仰向けになれない場合、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

- ①内服薬を飲ませ、エピペン®を準備
- ②速やかに医療機関を受診（救急車の要請も考慮）
- ③急速に進行する場合 →「緊急」の対応
- ④座位にして会話をしながら観察すると、急変に対する判断・対応がしやすい

- ①内服薬を飲ませる
- ②「急速に進行する」又は「悪化が予想される」場合 →「受診」「緊急」の対応
- ③少なくとも1時間は観察 完全によくなるまで目を離さない



監修：さいたま市民医療センター小児科 西本 創

参考資料：環境再生保全機構「よくわかる食物アレルギー対応ガイドブック」

さいたま市民医療センター

さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー)

提出日 令和 年 月 日

名前 \_\_\_\_\_ 男・女 \_\_\_\_\_ 年 月 日生( 歳 ヶ月) \_\_\_\_\_ 組( 歳児クラス) 園名 \_\_\_\_\_

この生活管理指導表は幼稚園、保育所等の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限り作成するものです。

| 病型・治療                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 幼稚園、保育施設等での生活上の留意点                                                                                                                                                               |                                                                                | ★保護者<br>氏名:<br>電話(続柄)<br>①<br>②<br>★連絡医療機関<br>医療機関名:<br>電話:<br>※アナフィラキシー既往ありの場<br>合は必ず緊急連絡先の医療機関<br>を記入する。<br>※上記に連絡がつかない場合は<br>119番 |                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">食物アレルギー(アナフィラキシー)あり・なし</div> | <b>A. 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載)</b><br>1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎<br>2. 即時型<br>3. その他(新生児消化器症状・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・食物蛋白誘発性胃腸症(FPIES)・その他: _____)                                                                                                                                                                                                                                                                             | <b>A-1 給食・離乳食</b><br>1. 管理不要<br>2. 管理必要(管理内容については、病型・治療のC.欄及び下記A-3、E.欄を参照)                                                                                                       | <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">緊急連絡先</div> |                                                                                                                                      | <b>緊急連絡先</b><br>氏名:<br>電話(続柄)<br>①<br>②<br>★連絡医療機関<br>医療機関名:<br>電話:<br>※アナフィラキシー既往ありの場<br>合は必ず緊急連絡先の医療機関<br>を記入する。<br>※上記に連絡がつかない場合は<br>119番 |
|                                                                                                 | <b>B. アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)</b><br>1. 食物(原因: _____)<br>2. その他(医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <b>A-2 アレルギー用調製粉乳</b><br>1. 不要<br>2. 必要 下記該当ミルクに○、又は( )内に記入<br>ミルフィー・ニューMA-1・MA-mi・ベプディエット<br>・エレメンタルフォーミュラ・その他( )                                                               |                                                                                | <b>記載日 令和 年 月 日</b><br>※アレルギー疾患生活管理指導表は、<br>年1回保護者が園に提出するものです。<br><b>医師名</b><br><b>医療機関名</b>                                         |                                                                                                                                              |
|                                                                                                 | <b>C. 原因食物・除去・診断根拠</b><br>該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去・診断根拠を記載<br>1. 鶏卵 《 》<br>2. 牛乳・乳製品 《 》<br>3. 小麦 《 》<br>4. ソバ 《 》<br>5. ビーナッツ 《 》<br>6. 大豆 《 》<br>7. ゴマ 《 》<br>8. ナッツ類* 《 》(すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・)<br>9. 甲殻類* 《 》(すべて・エビ・カニ・)<br>10. 軟体類・貝類* 《 》(すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・)<br>11. 魚卵* 《 》(すべて・イクラ・タラコ・)<br>12. 魚類* 《 》(すべて・サバ・サケ・)<br>13. 肉類* 《 》(鶏肉・牛肉・豚肉・)<br>14. 果物類* 《 》(キウイ・バナナ・)<br>15. その他 《 》( )<br>「*類は( )の中の該当する項目に○をするか具体的に記載する」 | <b>A-3 病型・治療のため除去の際に摂取不可能なものに○ ※該当する場合は給食の提供が困難になる場合がある</b><br>1. 鶏卵 卵殻カルシウム<br>2. 牛乳・乳製 乳糖<br>3. 小麦 醤油・酢・麦茶<br>6. 大豆 大豆油・醤油・味噌<br>7. ゴマ ゴマ油<br>12. 魚類 かつおだし・いりこだし<br>13. 肉類 エキス |                                                                                |                                                                                                                                      |                                                                                                                                              |
|                                                                                                 | <b>D. 緊急時に備えた処方薬</b><br>1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド剤)<br>2. アドレナリン自己注射薬「エピペン®」<br>3. その他( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <b>B. 食物・食材を扱う活動</b><br>1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定<br><b>C. 運動など</b><br>1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定<br><b>D. 宿泊を伴う活動</b><br>1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定<br><b>E. その他の配慮・管理事項</b>                     |                                                                                |                                                                                                                                      |                                                                                                                                              |

●幼稚園、保育所等における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を関係者全体で共有することに同意します。

保護者名 \_\_\_\_\_

さいたま市子ども未来局子育て未来部



## さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）と記入前問診票について

### 1 はじめに

「さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）」（以下、生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）は食物アレルギーの診療を受けている主治医に依頼してください。発行に際しては、病状を把握する必要があるため、初診時には記載できないことがあります。また、食物アレルギーは自然寛解することが多いため、毎年見直す必要があるとされています。

### 2 生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）の提出が必要な方

幼稚園、保育施設等の生活において、「何らかの配慮」を必要とする場合に提出します。食物アレルギーのために除去食、弁当持参が必要、発症時の緊急対応が必要な場合などが代表的な理由です。

### 3 生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）の発行料金

食物アレルギー生活管理指導表の作成に係る費用は、令和4年4月より原則保険適用となりました。ただし、生活管理指導表を作成する主治医が、患児の在籍する保育施設等の嘱託医であった場合には保険適用とならず、文書料が発生することがあります。

### 4 記入前問診票記入方法

生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）の発行を希望される場合には、保護者の方が別紙の記入前問診票に事前に記載し、医療機関へ提出し発行を依頼します。

生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）は記入前問診票を元に医師と相談しながら作成しますので、記入前問診票は誤りがないよう、十分注意して記入し、不明な場合には確認してから再提出してください。

#### a. 食物アレルギー・アナフィラキシー病型について

過去にアナフィラキシーの既往がある場合には、「あり」を選択してください。アナフィラキシーとは「複数の臓器にわたり重篤な症状がみられた」場合を意味します。じんま疹だけがみられるものは含まれません。

#### b. 現在の摂取状況について

それぞれの食物について、自宅での摂取状況をそれぞれ記入してください。「制限なく」というのは集団生活で配膳される量や形態を十分食べられるということを意味します。なんらかの制限をしている場合には△とし、食べている範囲を「摂取状況」の欄に記入してください。

- ◎ 制限なく食べている
- △ ある程度食べている
- × 全く食べていない

△、×を記入した食品については、除去している理由①～④について、当てはまるものをすべて「根拠」の欄に記入してください。

- ① 明らかな症状の既往……………原因食物の摂取により、明らかなアレルギー症状がみられた
- ② 食物負荷試験陽性……………食物負荷試験により症状が誘発された
- ③ IgE 抗体等検査結果陽性……血液検査や皮膚テストなどのアレルギー検査が陽性である
- ④ 未摂取……………まだ摂取したことがない

※③④のみで除去している場合には早期に摂取の可否を検討することが望ましいとされています。

c. 緊急時に備えた処方薬

幼稚園、保育施設等で症状がみられた場合に、何らかの医療行為を依頼する場合にはそれを記入してください。

d. 保育施設・幼稚園等からの緊急受診先

アナフィラキシーの既往がある、またはエピペン<sup>®</sup>を所持している場合には、保育施設・幼稚園等から救急車ですぐに受診できる医療機関を記入する必要があります。発行する医療機関が対応できない場合には、事前に以下の医療機関などを紹介受診し、あらかじめ緊急時の受診を依頼しておく必要があります。

専門診療や救急対応が可能な医療機関の例

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| ・さいたま市民医療センター       | 048(626)0011 |
| ・さいたま市立病院           | 048(873)4111 |
| ・自治医科大学附属さいたま医療センター | 048(647)2111 |

5 保育施設・幼稚園等での除去食対応について

生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）を元に、保育施設・幼稚園等と実際の給食について相談し決定します。自宅で食べられる加工品があっても、個別対応すると作業が煩雑となり、かえって事故の危険性が高まります。このため集団生活では「完全除去を基本」として作業を単純化し、安全性を担保する、とされています。また、自宅で解除となった場合でも、運動や体調により症状が誘発されることがあるため、自宅で十分な期間安全に摂取できることを確認してから集団生活でも解除する必要があります。その際には診断書の提出は不要で、保護者が「アレルギー除去食解除届書」を保育施設・幼稚園等へ提出することにより、解除となります。

乳児期に発症した食物アレルギーの多くは成長とともに治癒すると考えられています。これを機にアレルギー専門医と相談し、本当にその除去が必要か再検討しましょう。それがお子さんの豊かな食生活と楽しい社会生活につながります。

作成

小児科 副院長 西本 創

小児アレルギーエドゥケーター 森茂 亮一



## さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー） 記入前問診票（保護者が記載）

様式2 ②

フリガナ

記入者：

（続柄： ）

名前：

記入日：

年 月 日

生活管理指導表提出先 施設名：

施設住所：

|     | 除去が必要な食物                          | 摂取状況<br>(◎、△、×のいずれかと食べている範囲を記入)<br>◎・・・制限なく食べている<br>△・・・ある程度食べている<br>×・・・全く食べていない | 根拠<br>(該当するものを全てを記入)<br>①明らかな症状の既往<br>②食物負荷試験陽性<br>③IgE抗体等検査結果陽性<br>④未摂取 |
|-----|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 記入例 | 鶏卵                                | △ 加熱鶏卵は食べている。                                                                     | ①、③                                                                      |
| 1   | 鶏卵                                |                                                                                   |                                                                          |
| 2   | 牛乳・乳製品<br>アレルギー用調製粉乳が必要な場合 製品名（ ） |                                                                                   |                                                                          |
| 3   | 小麦                                |                                                                                   |                                                                          |
| 4   | ソバ                                |                                                                                   |                                                                          |
| 5   | ピーナッツ                             |                                                                                   |                                                                          |
| 6   | 大豆                                |                                                                                   |                                                                          |
| 7   | ゴマ                                |                                                                                   |                                                                          |
| 8   | ナッツ類（すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・その他 ）  |                                                                                   |                                                                          |
| 9   | 甲殻類（すべて・エビ・カニ・その他 ）               |                                                                                   |                                                                          |
| 10  | 軟体類・貝類（すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・その他 ）    |                                                                                   |                                                                          |
| 11  | 魚卵（すべて・イクラ・タラコ・その他 ）              |                                                                                   |                                                                          |
| 12  | 魚類（すべて・サバ・サケ・その他 ）                |                                                                                   |                                                                          |
| 13  | 肉類（鶏肉・牛肉・豚肉・その他 ）                 |                                                                                   |                                                                          |
| 14  | 果物類（キウイ・バナナ・その他 ）                 |                                                                                   |                                                                          |
| 15  | その他（ ）                            |                                                                                   |                                                                          |

アナフィラキシーの既往の有無 | 有 ・ 無 | 「有」の場合、原因食物を記載してください。（ ）

緊急時に備えた処方薬の有無（「有」の場合、薬剤名を記載してください。）

|       |         |                                                                                                                                       |      |       |
|-------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|
| 内服薬   | (有 ・ 無) | 薬剤名:                                                                                                                                  |      |       |
| 吸入薬   | (有 ・ 無) | 薬剤名:                                                                                                                                  |      |       |
| エピベンR | (有 ・ 無) | <input type="checkbox"/> 幼稚園、保育所等に保管を依頼 <input type="checkbox"/> 自宅のみ <input type="checkbox"/> 自宅と幼稚園、保育所等に保管 (いずれかにチェック (レ) をしてください) |      |       |
| 緊急受診先 |         | 病院名                                                                                                                                   | 電話番号 | 診察券番号 |

職員記入用

## 面談内容記入シート

面談日 年 月 日  
面談担当職員

園児名： \_\_\_\_\_ クラス \_\_\_\_\_ 組

## 1 保育施設・幼稚園等での基本的な対応について以下の点を説明しましたか

- ☐ 事故を起こさないことを最優先に考え対応にあたる  
☐ 給食（おやつを含む）は、完全除去か解除のどちらかの対応になる

## 2 通院状況の確認

- 1) 回数： \_\_\_\_\_ か月に 1 回程度受診  
 2) 治療状況：  
 例：経口負荷試験の予定など

## 3 家庭での除去の程度を確認

( )

## 4 保育施設・幼稚園等生活上での留意点について協議する

## 1) 給食・おやつについて

( )

## 2) 食物・食材を扱う活動について

( )

## 3) 運動について

( )

## 4) 園外保育について

( )

## 5) その他の配慮事項について

( )

## 5 その他保護者との協議の内容

## アレルギー児経過確認票(保育園)

|      |       |
|------|-------|
| フリガナ |       |
| 児童名  |       |
| 生年月日 | 年 月 日 |

[illegible]



## アレルギー除去食解除届書

(この様式は保護者の方がご記入ください。)

施設長 様

届出年月日 年 月 日

保護者氏名

園児氏名: \_\_\_\_\_

本児は「さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表」で  
 除去していた(食品名: \_\_\_\_\_)に関して、医師の指導のもと  
 家庭において十分な回数摂取し、安全性が確認できたので、給食での除  
 去の解除をしていただきたくお願いします。

※ 医師からの指示に変更があった場合は、必ず知らせてください。

| 担 任 | 調 理 | 園 長 |
|-----|-----|-----|
|     |     |     |

| 食物アレルギーヒヤリハット報告書(発生から検証までの記録)                                                                                                                   |                                       |        |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------|-------|
| <div style="text-align: right;">年      月      日</div> <div style="text-align: right;">保育園</div> <div style="text-align: right;">園長名 _____</div> |                                       |        |       |
| ヒヤリハット発生日時                                                                                                                                      | 年      月      日(      )      時      分 |        |       |
| 園児名                                                                                                                                             | 男・女                                   | 保護者名   |       |
| 生年月日                                                                                                                                            | 年      月      日( 歳      ヶ月)           | クラス    | 歳児クラス |
| 原因食物                                                                                                                                            |                                       |        |       |
| 献立名                                                                                                                                             |                                       |        |       |
| 発生場所                                                                                                                                            |                                       | 気付いた職員 |       |
|                                                                                                                                                 |                                       |        |       |
| 発生状況<br>(時系列で記入)                                                                                                                                |                                       |        |       |
| <検証><br>原因・問題点                                                                                                                                  |                                       |        |       |
| 今後の<br>対策・改善点                                                                                                                                   |                                       |        |       |

## エピペン®保管確認票（保育所記載）

記入日： 年 月 日

|         |                                                                                                                                                       |    |   |   |   |   |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---|---|---|---|
| クラス     |                                                                                                                                                       | 氏名 |   |   |   |   |
| 園での保管場所 |                                                                                                                                                       |    |   |   |   |   |
| 保管上の留意点 | <p>エピペン®の有効成分であるアドレナリンは光により分解されやすいため、携帯用ケースに収められた状態で保管してください。また、日光のあたる高温下には放置しないでください。</p> <p>15～30℃で保存することが望ましいため、冷蔵庫の中などの冷所や高温になる場所には置かないでください。</p> |    |   |   |   |   |
| 園記入欄    |                                                                                                                                                       |    |   |   |   |   |
| 使用期限    | 年 月 日                                                                                                                                                 |    |   |   |   |   |
| 種類      | <p>エピペン®には、体重に応じた2種類の剤形があります。「エピペン®注射液0.15mg（緑色）」は体重15kg以上30kg未満の方、「エピペン®注射液0.3mg（黄色）」は体重30kg以上の方に処方されます。以下のいずれかに○を記入してください。</p>                      |    |   |   |   |   |
|         | <p>エピペン®注射液0.15mg（緑色）                      ・                      エピペン®注射液0.3mg（黄色）</p>                                                               |    |   |   |   |   |
| 確認      | <p>月に1度は必ず確認してください。注射器の窓から見える薬液が変色していたり、沈殿物が見つかったりした場合は使用せず、保護者の方へ新しいエピペン®の処方を受けるように伝えてください。</p>                                                      |    |   |   |   |   |
|         | 確認月日                                                                                                                                                  | /  | / | / | / | / |
|         | 確認職員                                                                                                                                                  |    |   |   |   |   |
|         | 確認月日                                                                                                                                                  | /  | / | / | / | / |
|         | 確認職員                                                                                                                                                  |    |   |   |   |   |

## 監 修

西 本 創 小児科副院長

森茂 亮一 看護師

小児アレルギーエドゥケーター

岡本 実咲 看護師

小児アレルギーエドゥケーター



## 発 行

さいたま市子ども未来局 子育て未来部 保育課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

TEL 048 (829) 1867

FAX 048 (829) 2516

E-mail [hoiku@city.saitama.lg.jp](mailto:hoiku@city.saitama.lg.jp)

保育施設・幼稚園等における食物アレルギー対応マニュアル

平成25年10月 作成

平成27年 2月 改訂

令和 3年 4月 改訂

令和 6年11月 改訂



さいたま市